

## 5 自然共生社会の推進（柱5）

- 生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現 -



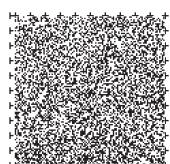
### 目指す姿

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに关心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

### 現状・課題

- 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- 国においては、「生物多様性国家戦略 2012－2020」を策定（2012（平成24）年9月）しており、本県においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2013（平成25）年3月に「福岡県生物多様性戦略」を、2018（平成30）年3月に同戦略第2期行動計画を策定し、地域が自立的に生物多様性の保全に取り組むことができる環境を整備してきました。そして、2022（令和4）年3月には、国の生物多様性国家戦略の改定内容の方向性等を踏まえた新たな福岡県生物多様性戦略を策定し、様々な主体による取組が県内各地で生まれるよう施策を推進します。
- 地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的・自然的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法では、県だけでなく市町村による施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。
- 「生物多様性」という言葉についての認知度は37.0%（2021（令和3）年度）であり、依然低い状態となっています。
- 「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」において絶滅危惧種等として記載されている種の数は1,611種に上ります。

柱5  
社自然  
会生



また、「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因も記載しており、これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、鳥類では気候変動や生息地の改変、爬虫類、両生類では水辺環境の変化等を挙げています。

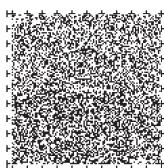
### 「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳

| カテゴリー | I  | II | III | IV | 計  |
|-------|----|----|-----|----|----|
| 植物群落  | 13 | 28 | 32  | 16 | 89 |

| カテゴリー       | 絶滅 | 絶滅危惧<br>Ⅰ A 類 | 絶滅危惧<br>Ⅰ B 類 | 絶滅危惧<br>Ⅱ 類 | 準絶滅<br>危惧 | 情報不足 | その他の<br>カテゴリー | 計   |
|-------------|----|---------------|---------------|-------------|-----------|------|---------------|-----|
| 植物<br>(維管束) | 37 | 278           | 131           | 98          | 39        | 21   | 野生絶滅<br>2     | 606 |
| 植物<br>(その他) | 1  | 8             | 8             | 8           | 12        | 10   | –             | 39  |
| 哺乳類         | 4  | 1             | 1             | 6           | 10        | 2    | –             | 24  |
| 鳥類          | 2  | 12            | 9             | 25          | 38        | 4    | –             | 90  |
| 爬虫類         | –  | –             | 1             | 2           | 3         | 1    | –             | 7   |
| 両生類         | –  | 1             | 1             | 5           | 4         | –    | –             | 11  |
| 魚類          | 1  | 11            | 12            | 12          | 28        | 17   | 野生絶滅<br>1     | 82  |
| 昆虫類         | 6  | 37            | 73            | 119         | 126       | 56   | –             | 417 |
| 貝類          | 2  | 23            | 48            | 70          | 90        | 45   | –             | 278 |
| 甲殻類<br>その他  | –  | 5             | 7             | 5           | 18        | 10   | –             | 45  |
| クモ系類等       | –  | –             | –             | 1           | 5         | 6    | –             | 12  |
| 計           | 53 | 1,010         |               | 373         | 172       | 3    | 1,611         |     |

注 植物群落、植物（維管束）、植物（その他）、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、他の高次分類群については、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

- 本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。（2020（令和2）年10月公布、2021（令和3）年5月施行）
- 野生鳥獣は、生物多様性を維持していく上で重要な役割を果たしている一方で、農林水産物や生態系へ深刻な被害を及ぼす種も見られ、総合的な鳥獣の保護及び管理を図る必要があります。
- 外来生物法により政令で指定されている特定外来生物は、156種類（7科、13属、4種群、123種、9交雑種 2020（令和2）年11月時点）ですが、そのうち県内でこれまでに生息・生育が確認されたことがあるものは25種（2021（令和3）年4月時点）となっており、外来種による影響は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る影響も懸念されています。



- 地球温暖化等の地球環境の変化は、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯等、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があるとされています。地球温暖化の進行により、暖地性の生物の分布域が北上しているほか、高標高地に生息・生育する生物の分布域の縮小や絶滅が懸念されています。
- 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ふくおかエコ農産物認証制度の取組や環境保全型農業直接支払交付金の活用を一体的に推進した結果、2020（令和2）年度の減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積は11,089haで、直近3年間は、11,100ha前後で推移しています。

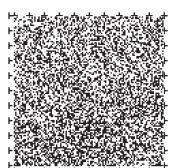
#### 福岡県内の減農薬、減化学肥料栽培面積の推移

|     | 2000（年度） | 2005  | 2010   | 2015   | 2018   | 2019   | 2020   |
|-----|----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 水稻  | 641      | 3,490 | 7,072  | 6,559  | 6,483  | 6,108  | 6,172  |
| 野菜  | 69       | 978   | 1,295  | 1,202  | 928    | 987    | 927    |
| 果樹  | 14       | 1,346 | 1,482  | 1,190  | 1,123  | 1,078  | 1,010  |
| 茶   | 21       | 154   | 105    | 100    | 94     | 83     | 79     |
| その他 | 1        | 63    | 119    | 2,015  | 2,663  | 2,762  | 2,901  |
| 合計  | 745      | 6,031 | 10,073 | 11,066 | 11,291 | 11,019 | 11,089 |

※「減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積」とは、化学合成農薬または化学肥料の使用量が、本県基準の半分以下で栽培される面積。

【出典】福岡県

- 水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- 県内各地でNPO等の団体が生物多様性に関わる活動を行っていますが、活動資金の不足、人材不足、取組の継続性等の課題を抱える団体も少なくありません。
- 近年、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」という「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、本県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。（2021（令和3）年1月公布・施行）



## 人と動物と環境はつながっている「ワンヘルス One Health」

ワンヘルス（One Health=一つの健康）とは、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つとして捉えて、医師や獣医師、環境の専門家や研究者だけでなく、みんなで考えて行動しようという社会活動です。

ワンヘルスの目的は、私たちが住んでいる地球の環境を守ること、そして健全な地球で、人も動物も健康に生きることです。

### 本県の取組

本県では、福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定し、ワンヘルスの理念の普及と実践のための行動計画を策定する等、具体的な取組を進めています。



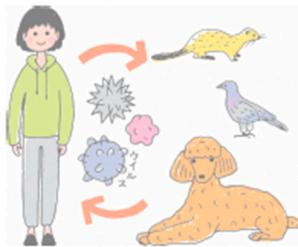
### 1

#### 人と動物の共通感染症対策

……イラスト●●●

「人と動物の共通感染症」は、動物へうつる病気のことです。ウイルスや細菌などの病原体が人や動物の体内に入りて起こる病気を感染症といいます。  
感染症を防ぐためには、家に帰ったらすぐにうがいをし、手を石けんでよく洗いましょう。

車ひらややぶに入るときは、病原体を持った虫などにかまれないように、長そでを着て、長ズボンをはきましょう。



### 2

#### 薬剤耐性菌対策

薬剤の適正使用と管理……イラスト●●●

わたしたちは、細菌による感染症を治すために薬（抗生素）を使用しています。しかし、最近、薬が効きにくくになって、「耐性菌」が増えています。感染症が治りにくくなっているという問題があります。

この細菌は、薬を飲む回数や量などを間違って使うと、発生するといわれています。

薬は、必要な場合に決められた期間に回数や量などをきちんと守って飲みましょう。



### 3

#### 環境保護

……イラスト●●●

車や飛行機から出る二酸化炭素などが空気中に増え、地球全体の温度が上がることで大規模な森林伐採などにより、人や動物の生きる場所が変化してきています。

自然環境は、さまざまな生き物が生きる場所です。良い環境や生き物のすみ分けが保たれることで、人や動物の健康が維持できます。

自然環境を守るために、生き物を大切にする、多くの人を一度に選べるバスや電車を利用する、近くに出かけるときは多く自転車を利用する、野外で過ごすときはなるべくごみを出さないようにし、出たごみは持ち帰るなど、できることを実行してみましょう。



### 4

#### 人と動物との共生社会づくり

……イラスト●●●●

犬やネコ、鳥などの動物（ペット）たちは、わたしたちの日常生活に幸せを与えてくれます。

また、災害救助犬や警導犬、介護犬などは人のために築いていろいろな分野で活躍しています。

その一方で、犬やネコをいじめたり、捨てたりする悲しい出来事も起こっています。

動物との関係をより良く保つためには、その動物をよく理解し、動物（ペット）を飼う場合には、弱い方をしっかり知つておきましょう。



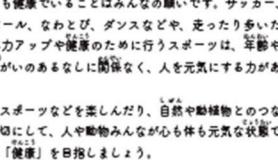
### 5

#### 健康づくり

……イラスト●●●●

心も体も健康でいることはみんなの願いです。サッカー、ドッジボール、なわとび、ダンスなどや、走ったり歩いたりして体力アップや健康のために行うスポーツは、年齢や性別、障がいのあるなしに関係なく、人を元気にする力があります。

遊びやスポーツなどを楽しんだり、自然や動植物とのつながりを大切にして、人や動物みんなが心も体も元気な状態で過ごせる「健康」を目指しましょう。



### 6

#### 環境と人と動物のより良き関係づくり

……イラスト●●●●

わたしたちの健康は、健全な環境でつくられた食べ物を食べることで保たれています。

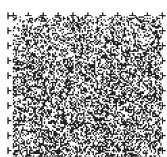
米や野菜などをつくるためには健全な農地や水が必要です。

肉や牛乳などは動物の「いのち」から生まれるので、牛やヤクなどが健康でいることも大切です。

食べ物のつくられた環境を知り、地元でとれた新鮮な食べ物を食べることは、身近な環境を守り、動物や人の健康を守ることにもつながります。



詳しくは、ワンヘルス教育啓発資料リーフレットを御覧ください。(本県HPに掲載→)



### 【生物多様性の保全と自然再生の推進】

#### 重要地域の保全

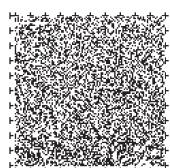
- 国定公園である英彦山及び犬ヶ岳地区に生育している多くの絶滅危惧植物をシカの食害から保護するため、シカの捕獲等を実施します。
- 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や県内各地の文化財（特に名勝・天然記念物、重要文化的景観）を保護していく上で重要な生物多様性の保全に関する取組を推進します。
- 豊かな有明海を再生することを目的に、「有明海の再生に関する福岡県計画」を策定し（2003（平成15）年3月策定、2021（令和3）年12月改訂）、有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を推進します。
- 自然公園や自然環境保全地域には、現状把握や利用者に対する適切な助言・指導等を行う自然公園指導員<sup>1</sup>や環境保全指導員<sup>2</sup>が置かれています。指導員と連携し、公園の保護と適正な利用を図ります。

#### 野生生物の適切な保護と管理

- レッドデータブックの定期的な見直しに向けて自然環境調査を実施するとともに、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき指定された種について、必要に応じ保護回復事業を実施します。
- 全国で唯一朝倉市黄金川に自生するスイゼンジノリは、古くから郷土の味として親しまれていましたが、近年、生育環境の悪化により絶滅が危惧されたため、朝倉市、地元保全団体、本県で構成する「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」において、保護の取組を継続していきます。スイゼンジノリや筑後川のエツ等本県の特色ある郷土料理の素材を守ることで、文化の伝承や生物多様性の保全と持続的な利用を図ります。
- 野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣を保護するための鳥獣保護区を指定するとともに、野生鳥獣による被害対策として、捕獲や防護柵の設置等の被害防止策を総合的に実施し、捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。また、鳥獣の保護についての普及啓発のため、野生鳥獣保護モデル校の指定や、愛鳥週間における探鳥会の開催等を実施します。
- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストや外来種の防除マニュアルを周知することで、多様な主体による防除を推進します。

<sup>1</sup> 自然公園指導員：国立公園及び国定公園の利用者への指導・助言や公園内の情報収集等を行うため、環境省が委嘱した指導員。

<sup>2</sup> 環境保全指導員：自然環境及び生活環境の適正な保全に関する指導等を行うために都道府県が依頼した指導員。



- 希少野生動植物種及び里地里山の生態系における野生動物の生息状況等調査の結果を踏まえ、生物多様性保全対策について、より一層推進します。【柱3にも掲載】

### 生物多様性プラットフォームを活用した啓発

- 希少野生生物や外来種等の情報、環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への关心や理解を深める取組を進めています。【柱2にも掲載】→43ページ 柱2重点プロジェクト

### 地球温暖化対策との連携

- 生物多様性の保全は地球温暖化と密接に関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進めています。

### 自然環境の保全によるワンヘルスの取組

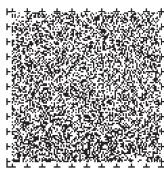
- 人と動物の健康、そして環境の健全性は一つのものです。自然環境の保全や、自然とのふれあいを通じた健康づくり等に取り組むことにより、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に定められている「ワンヘルス」の理念の実現に貢献します。
- 西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）を対象に、SFTSウイルスの感染状況を調査します。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。

### 環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価手続が各事業の実施に当たり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対し意見を述べます。

### 生物多様性に配慮した公共工事の推進

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【柱1にも掲載】



## グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

- グリーンインフラの考え方に基づき、緑地等における雨水の貯留・浸透による防災・減災等の自然環境が有する多様な機能を活用し、県土づくりに関する施策の展開を図ります。また、特に防災・減災に注目した考え方である「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。【柱3にも掲載】

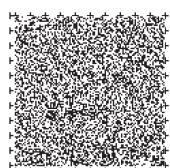
## 【生物多様性の持続可能な利用】

### 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

- 水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の有する公益的機能に対して、県民の期待や要望が高まっており、適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めていくとともに、建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。
- 農林業における農薬や肥料の適切な使用やバイオマスの活用等は、生物多様性保全への効果も期待されており、今後もこれらの技術の開発・普及に努めます。
- 生物多様性の保全や良好な景観の形成等にとって重要な役割を担う農地を保全するため、水路の泥上げや法面の草刈り等の活動を支援します。
- 水産物の安定供給と生物多様性保全の観点から、魚礁の設置や藻場・干潟の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特性に応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の持続的な利用や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図っていきます。

### 里地里山里海の適切な利用と管理

- 独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されている里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを享受するため、適切な利用及び管理を進めています。
- 農山漁村地域に対する県民の理解を深めるため、自然との触れ合いの場の提供、農林漁業体験、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を促進するとともに、荒廃農地の再生、森林づくりといった共同での地域活動の取組を強化します。
- 県内市町村の一部では、九州大学都市研究センターと共同で持続可能な成果を測る新経済指標「新国富指標」を活用したまちづくりの取組が進んでいます。本県としても森林や農地の適正管理、持続可能な農林水産業への支援等を通じて自然資本の向上に取り組んでいきます。



## 「新国富指標」のまちづくりへの活用 ～久山町、中間市、宮若市、直方市の取組～

「新国富指標」とは、社会（国や自治体等）の持続可能性を包括的に評価するための指標で、経済生産活動等の「人工資本」、教育や健康等の「人的資本」、そして自然環境や天然資源等の「自然資本」の3つから計算されます。

GDP（国内総生産）に代表される従来の経済指標は、経済が成長すれば増加する一方で、経済発展に伴う自然破壊等は考慮されません。これに対し、新国富指標は、教育や健康等の人的資本や森林や農地等の自然資本も考慮するため、将来世代への持続可能性を評価できます。

地方自治体においても、新国富指標を使うことで、どのような施策によって自治体の存続や活性化を行うべきかを議論するための有用な材料となりえます。

久山町では、住民アンケートを基に新国富指標を算出し、住民ニーズの高い事業へ重点的に予算配分する等の取組を行っています。中間市でも、豊かで持続可能なまちづくりに向け、新国富指標を導入し様々な評価に応用していきます。

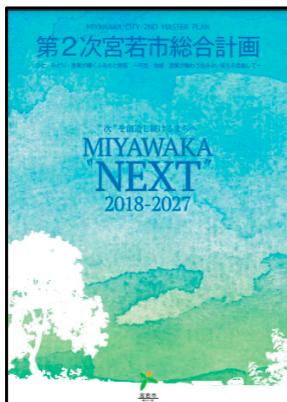
また、宮若市、直方市では、各市の総合計画の策定に当たって新国富指標を活用することで、持続的な発展のための施策の推進に役立てられています。



久山町 HP



中間市 HP



第2次宮若市総合計画



宮若市 HP

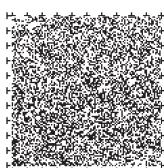


直方市 HP

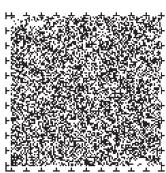


第6次直方市総合計画

【参考資料】馬奈木俊介・池田真也・中村寛樹：新国富論－新たな経済指標で地方創生（岩波書店）



柱5  
社自然共生



## 重点的に推進するプロジェクト

### 人と動物の健康と環境の健全性は一つ ～ワンヘルスの推進～

新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の多くは、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症です。この人獣共通感染症をはじめ薬剤耐性菌や環境保護など分野を横断した問題に対応するには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つである」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

#### 「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の策定

2022（令和4）年3月、福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づき、本県におけるワンヘルスの実践の仕組みを構築するため、ワンヘルス推進に関する本県の施策又は取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しました。

#### 行動計画の内容

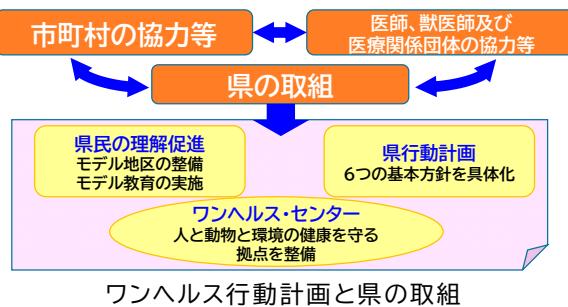
##### ○概要

ワンヘルスの推進には、専門家や行政のみならず、県民、事業者及び関係団体等あらゆる立場の方の行動や活動が必要となります。

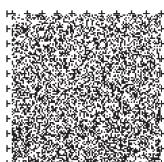
そこで、行動計画に基づく施策や取組を展開することにより、県民及び事業者がワンヘルスの理念に基づき自主的に行動し、活動することで、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を構築し、これを次世代につないでいくことを目指します。

##### ○主な施策

- ・ 人獣共通感染症であるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）について、野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）におけるSFTSウイルスの感染状況を調査し、その結果を関係者へ情報提供し、注意喚起を行います。
- ・ 河川水における薬剤耐性菌等の実態調査を実施し、自然環境への影響を把握していきます。
- ・ 里山林において、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い森林区域であるバッファーゾーン（緩衝地帯）を整備し、人と野生動物の棲み分けを図ります。
- ・ 四王寺県民の森を、ワンヘルスの理念を自然の中で実感できる「ワンヘルスの森」として整備し、ワンヘルスに対する理解の促進と心身の健康づくりにつなげます。



四王寺県民の森全景



# ～里地里山における野生動物の生息状況等調査～

(ワンヘルス実践の一例として)

## 取組の背景

人と自然が共生し、多くの絶滅危惧種が生息・生育する里地里山では、農林業の変化や農山村の過疎化に伴い、自然に対する人の働きかけが縮小することで、生態系のバランスが崩れ、生物多様性の損失が懸念されています。また、手入れが行き届かなくなったり地里山では、シカやイノシシ等の生息域の拡大が生じています。

生物多様性保全の観点から、里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また野生動物と植物や昆虫等との関わりを明らかにする必要があります。



センサーによる野生動物調査

## 野生動物の生息状況等調査の実施

痕跡調査に加え、センサーを設置し、その地域に生息する野生動物の種類やその行動の実態を把握します。

野生動物が入らない柵を設け、柵内外において、被食植物や植生、昆虫類の変化を把握します。

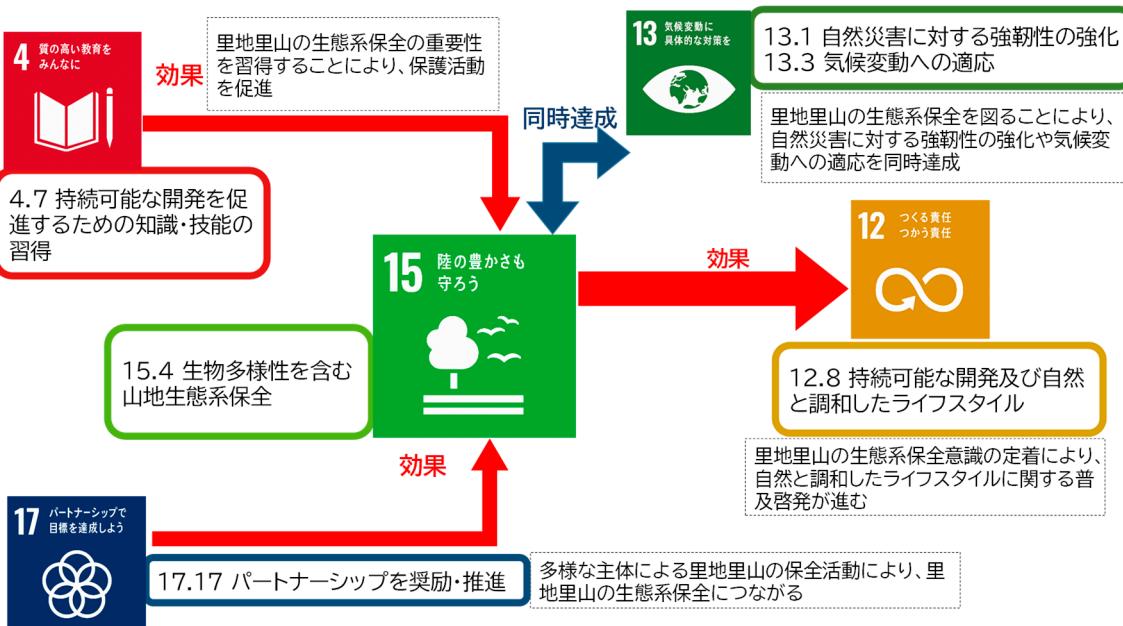


設置されたセンサー

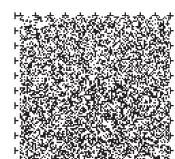
## 調査成果の活用

野生動物の生息状況等調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再活動が促進されるようホームページで情報発信します。

## SDGs ゴール・ターゲット関連図



柱5  
自然共生  
会生



## 重点的に推進するプロジェクト

### 守ろう、福岡県の希少野生動植物

～福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく取組～

本県内に生息し、又は生育する野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そのため、本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承します。

#### 条例制定の背景

本県ではこれまで、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等、既存制度の活用等により、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の保護に努めてきました。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な工事は制度の対象となることなど、既存の取組だけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にありました。

そのため、希少種の取扱いや生息地等の保護に関する規制を規定した「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

#### 条例の内容

##### ○指定希少野生動植物種の指定

現在、県内で約1,000種の野生動植物が絶滅のおそれがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要な20種を本条例第9条に基づき、「指定希少野生動植物種」として指定しました。



福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例について  
(本県HPへのリンク)

##### ○捕獲、所持、陳列又は広告の禁止

指定希少野生動植物種の捕獲、採取、所持・譲渡、販売目的での陳列やインターネット掲載等を禁止しています。

##### ○罰則

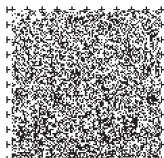
捕獲、所持、陳列・広告の禁止等に違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

##### ○生息地保護

指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その生息地、生育地や隣接地を生息地等保護区として指定する場合があります。

##### ○保護回復事業

個体数維持、繁殖促進等のため、指定希少野生動植物種のうち、特に保護する必要がある種について、必要に応じ、周辺の草刈りや柵の設置など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの保護回復事業を実施することとしています。

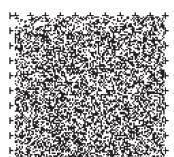
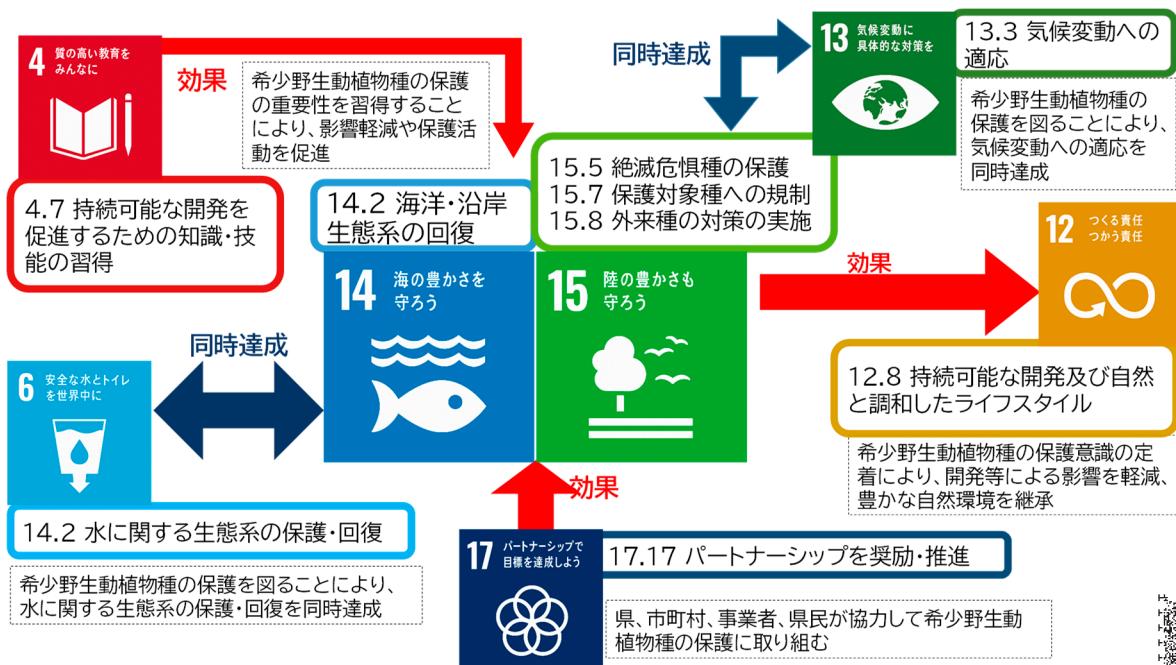


○指定希少野生動植物種（20種） ※2021（令和3）年4月30日指定

|   |   |   |  |   |         |    |             |    |           |
|---|---|---|--|---|---------|----|-------------|----|-----------|
| 1   | ミスミソウ   | 2   | キビヒトリシズカ   | 3   | ヤシャビシヤク | 4  | ミズスギナ       | 5  | サワトラノオ    |
| 分類：キンポウゲ科   | 分類：センリヨウ科   | 分類：ユキノシタ科   | 分類：ミソハギ科   | 分類：サクラソウ科   |         |    |             |    |           |
|    |    |    |    |    |         |    |             |    |           |
| 6   | サギソウ  | 7   | トキソウ   | 8   | オキナグサ   | 9  | ムラサキ        | 10 | ウスギワニグチソウ |
| 分類：ラン科  | 分類：ラン科  | 分類：キンポウゲ科   | 分類：ムラサキ科   | 分類：ユリ科  |         |    |             |    |           |
|    |    |    |    |    |         |    |             |    |           |
| 11  | ヨシゴイ  | 12  | コアジサシ  | 13  | セボシタビラ  | 14 | ハカタスジシマドジョウ | 15 | コバンムシ     |
| 分類：サギ科  | 分類：カモメ科   | 分類：コイ科  | 分類：ドジョウ科   | 分類：コバンムシ科   |         |    |             |    |           |
|    |    |    |    |    |         |    |             |    |           |
| 16  | カワラバンミョウ  | 17  | ミヤザキムシオイ   | 18  | ヤマボタル   | 19 | オバエボシガイ     | 20 | カタハガイ     |
| 分類：オサムシ科  | 分類：ヤマタニシ科   | 分類：ヤマボタル科   | 分類：イシガイ科   | 分類：イシガイ科  |         |    |             |    |           |
|  |  |  |  |  |         |    |             |    |           |

柱5  
自然共生

SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 重点的に推進するプロジェクト

### **自然公園等における豊かな自然の保護と利用の推進 ～自然との共生を目指して～**

自然公園の適切な利用のため、ビジターセンターや歩道などの整備を推進します。

また、九州自然歩道において、安全な利用のため、標識などの整備を推進します。

#### 取組の背景

本県には、海岸沿岸の白砂青松、山々の原生林、神社仏閣や靈場など歴史の香りを色濃く残す文化的に重要な地域など、美しい風景とともに、多様な生態系を有した自然が多く残っています。

本県では、1つの国立公園（瀬戸内海）と3つの国定公園（玄海、北九州、耶馬日田英彦山）、5つの県立自然公園（太宰府、筑豊、筑後川、矢部川、脊振雷山）が指定されており、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図っています。

自然公園では、利用形態の多様化に伴い、植物の盗掘やごみの投棄のほか、登山道への自転車利用による環境破壊、トレイルランニングによる歩道の荒廃など利用環境へ悪影響を与えるものも多く見受けられます。そのため、利用者への自然保護や自然公園の仕組み等に対する理解を深める施設として整備されたビジターセンターには、誰もが自然環境の理解が得られるよう、必要な情報を発信する機能が求められています。

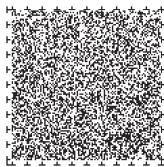
環境省の長距離自然歩道構想に基づき整備された九州自然歩道は、北九州市を起終点とし、九州各県をひと回りできるようになっており、多くの県民が四季を通じて、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることができる総延長2,932kmの歩道であり、そのうち県内のコースは261kmです。歩道を活用したレクレーションの機会を通じて、生物多様性を体感できるモデルコースの設定や利用者の遭難や事故などに対する安全対策が求められています。

#### 自然公園等の利用の推進

国定公園の拠点としてのビジターセンターを、自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。

平尾台自然観察センターにおいて、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの企画内容を充実させ、ホームページ、SNS、電子メール等を活用し、広く周知を図るとともに、自然観察会や散策道の整備などのボランティア活動を推進します。

自然公園の公衆便所等の利用施設を整備し、適切な公園の利用を推進します。



## 平尾台自然観察センター(北九州市)



## 志賀島ビジターセンター(福岡市)



九州自然歩道では、安全な利用のために標識等の整備をするとともに、親子でも気軽に歩くことができる入門コースマップ等の周知を通じて、自然とのふれあい、生物多様性を体感できる機会の創出を図ります。

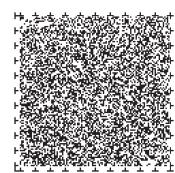
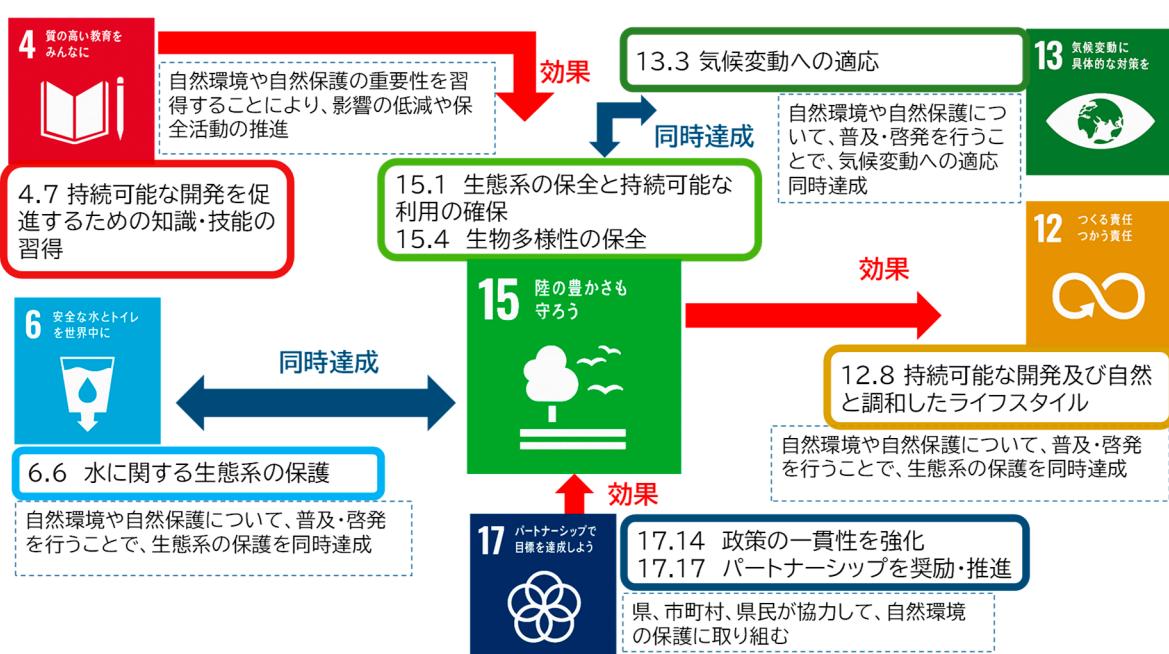
### 九州自然歩道(筑紫野市)



### 親子ハイク(赤村)

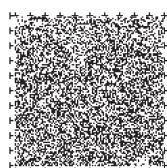


## SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 指標項目

| 柱         | 指標項目                        | 目標                        | 現状                        | 備考                                 |
|-----------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 自然共生社会の推進 | 生物多様性プラットフォーム（ホームページ）のアクセス数 | 266,100 件<br>2026(令和 8)年度 | 177,391 件<br>2020(令和 2)年度 | 現在運用中のホームページ(希少野生生物HP)アクセス件数の 50%増 |
|           | 平尾台自然観察センターの利用者数            | 44,000 人<br>2026(令和 8)年度  | 39,980 人<br>2018(平成 30)年度 | コロナ禍以前の利用者数(平成 30 年度)から 10%増       |
|           | 農地等の維持・保全に取り組む面積            | 42,180 ha<br>2026(令和 8)年度 | 41,545 ha<br>2020(令和 2)年度 | 将来にわたり農用地として利用する土地の約 6 割           |



## 6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱6）

### - 心地よい空気・水・土・居住環境の保全 -



#### 目指す姿

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壤・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

#### 現状・課題

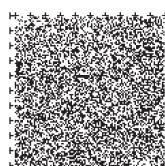
##### 【大気環境の保全】

福岡県内の大気汚染常時監視測定期の環境基準達成状況  
(達成局数／測定期数、令和2年度)

| 局区分            | 項目        | 北九州市    | 福岡市   | 大牟田市  | 久留米市  | その他     | 全般      | 達成率   |
|----------------|-----------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|
| 一般環境<br>大気測定期  | 二酸化硫黄     | 8 / 8   | 3 / 3 | 5 / 5 | 2 / 2 | 12 / 12 | 30 / 30 | 100 % |
|                | 二酸化窒素     | 13 / 13 | 8 / 8 | 4 / 4 | 2 / 2 | 12 / 12 | 39 / 39 | 100 % |
|                | 一酸化炭素     | 1 / 1   | -     | 1 / 1 | -     | -       | 2 / 2   | 100 % |
|                | 浮遊粒子状物質   | 10 / 10 | 8 / 8 | 5 / 5 | 4 / 4 | 13 / 13 | 40 / 40 | 100 % |
|                | 光化学オキシダント | 0 / 13  | 0 / 8 | 0 / 5 | 0 / 4 | 0 / 13  | 0 / 43  | 0 %   |
|                | 微小粒子状物質   | 10 / 10 | 4 / 5 | 2 / 2 | 3 / 3 | 13 / 13 | 32 / 33 | 97 %  |
| 自動車排出<br>ガス測定期 | 二酸化硫黄     | -       | 1 / 1 | -     | -     | -       | 1 / 1   | 100 % |
|                | 二酸化窒素     | 4 / 4   | 8 / 8 | 1 / 1 | -     | 1 / 1   | 14 / 14 | 100 % |
|                | 一酸化炭素     | 2 / 2   | 1 / 1 | 1 / 1 | -     | 1 / 1   | 5 / 5   | 100 % |
|                | 浮遊粒子状物質   | 4 / 4   | 8 / 8 | 1 / 1 | -     | 1 / 1   | 14 / 14 | 100 % |
|                | 光化学オキシダント | 0 / 1   | 0 / 1 | -     | -     | -       | 0 / 2   | 0 %   |
|                | 微小粒子状物質   | 2 / 2   | 4 / 4 | -     | -     | 1 / 1   | 7 / 7   | 100 % |

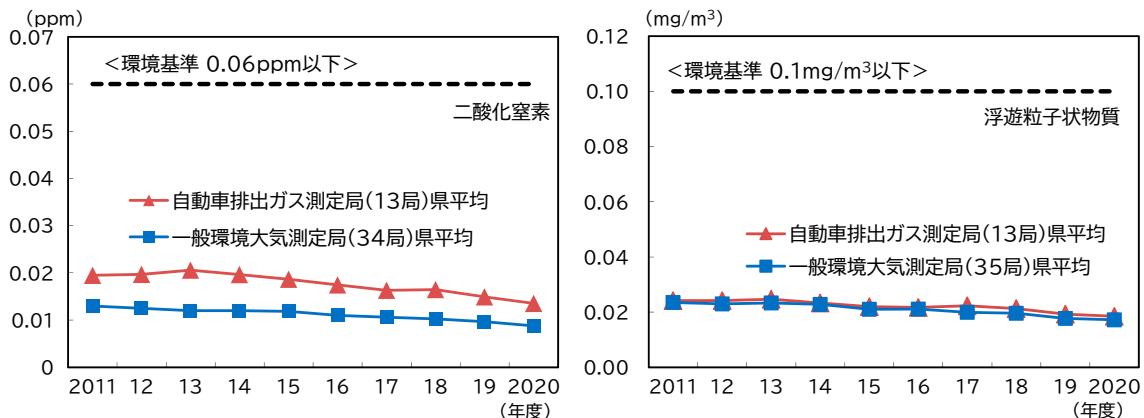
【出典】福岡県「令和3年版環境白書」

- 二酸化硫黄及び一酸化炭素は、過去10年以上、全測定期で環境基準を達成している状況が継続しています。



- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、全測定局で環境基準を達成しており、過去10年間、環境基準よりも低い値で推移しています。

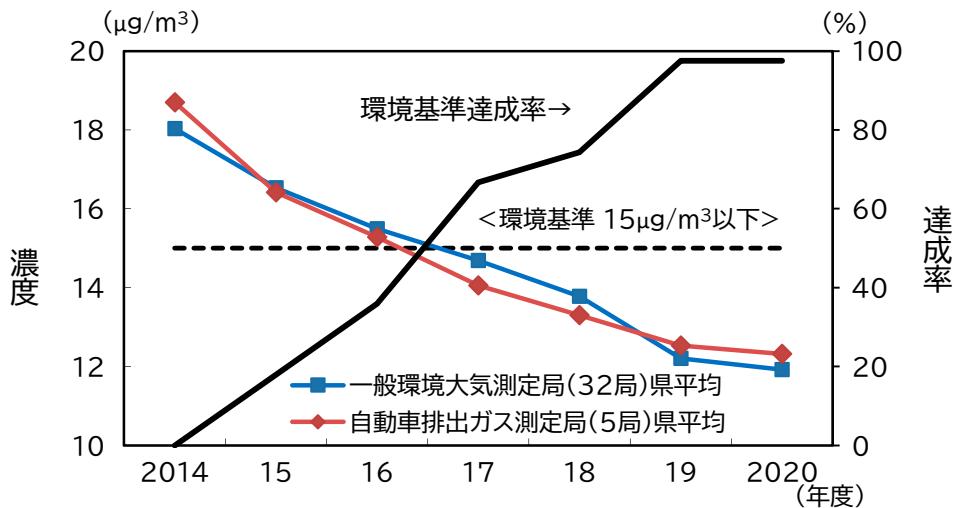
### 福岡県内の二酸化窒素(左)及び浮遊粒子状物質(右)濃度の推移<sup>1</sup>



【出典】福岡県

- 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の環境基準の達成率は、2014（平成 26）年度は 0% と低い状況にありましたが、達成率は徐々に上がっており、2020（令和 2）年度は達成率 98% と顕著に改善しています。

### 福岡県内の微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の年平均値の経年変化

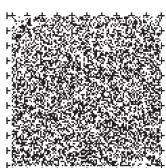


【出典】福岡県

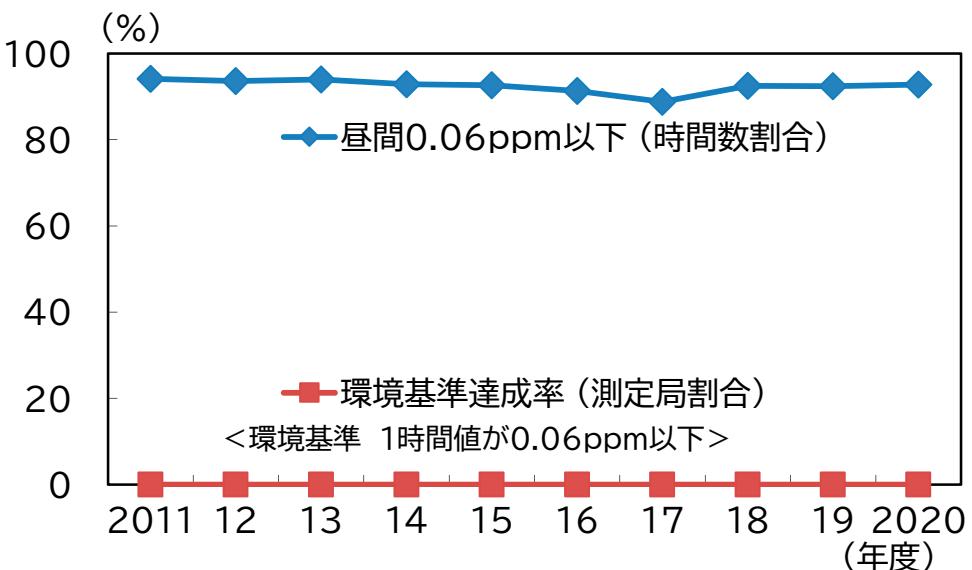
- 光化学オキシダントは、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できていない状況が続いている（2019（令和元）年度の一般環境大気測定局での達成率は 0.2%）。本県においても全測定局で未達成<sup>2</sup>ですが、昼間の時間の約 93% は環境基準を達成しています。

<sup>1</sup> 本ページ及び次ページのグラフは、過去一定期間、継続測定している局について集計している。

<sup>2</sup> 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の1時間ごとの濃度で評価するため、1年のうち1時間でも環境基準を超えると未達成になる。



## 福岡県内の光化学オキシダントの昼間 0.06ppm 以下の時間数割合



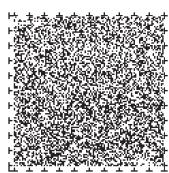
【出典】福岡県

- 微小粒子状物質 ( $PM_{2.5}$ ) や光化学オキシダントについては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染も問題となります。本県では、濃度が上昇する場合には注意を呼びかけます<sup>1</sup>。
- 石綿（アスベスト）を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎え、それらの解体工事等が今後全国的に増加することが予測されています。そのため、大気汚染防止法が改正され、2021（令和3）年4月から規制が強化されました。

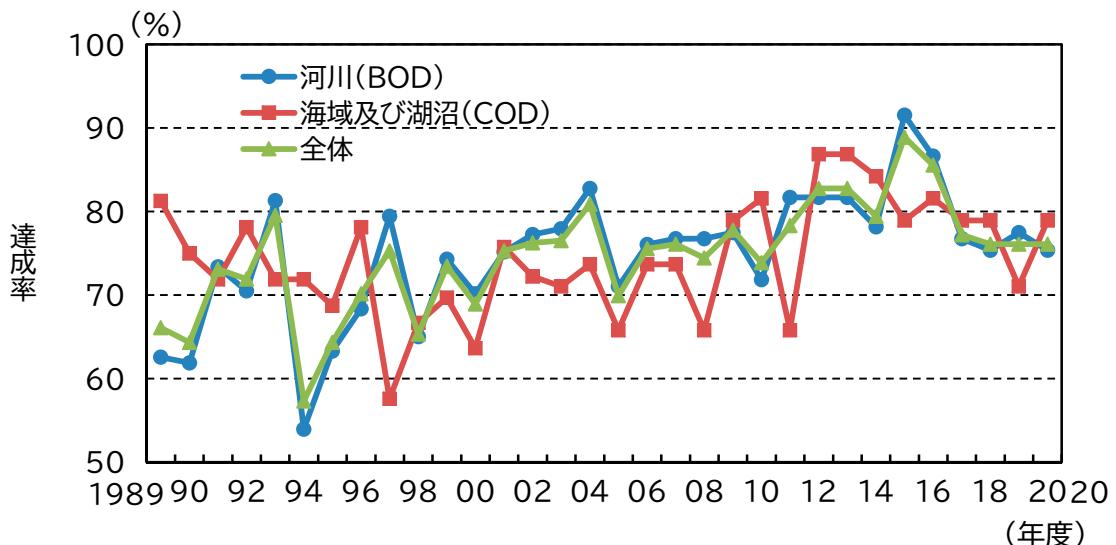
## 【水環境の保全】

- 本県内の公共用水域全体で見ると、水質は徐々に改善してきているものの、閉鎖性海域や一部の河川では長期間環境基準を達成していません。
- 本県内的一部の海域では、栄養塩の著しい減少や底質の悪化による生態系への影響が懸念されており、海域の生態系バランスを考慮した豊かな海域を目指す取組が求められています。
- 森林の荒廃による水源かん養機能の低下が懸念されています。また、都市化による雨水の地下浸透の阻害等が健全な水循環に影響を与えています。
- 汚水処理をみなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れ込み、水質汚濁の要因の一つとなっていることから、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等を促進する必要があります。

<sup>1</sup> 本県における光化学オキシダント注意報の発令は6回（過去5年間）、微小粒子状物質( $PM_{2.5}$ )の注意喚起は4回。



## 福岡県内の水質環境基準達成状況の推移(BOD、COD)



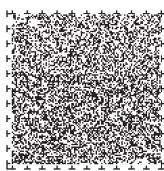
【出典】福岡県

### 【土壤環境の保全】

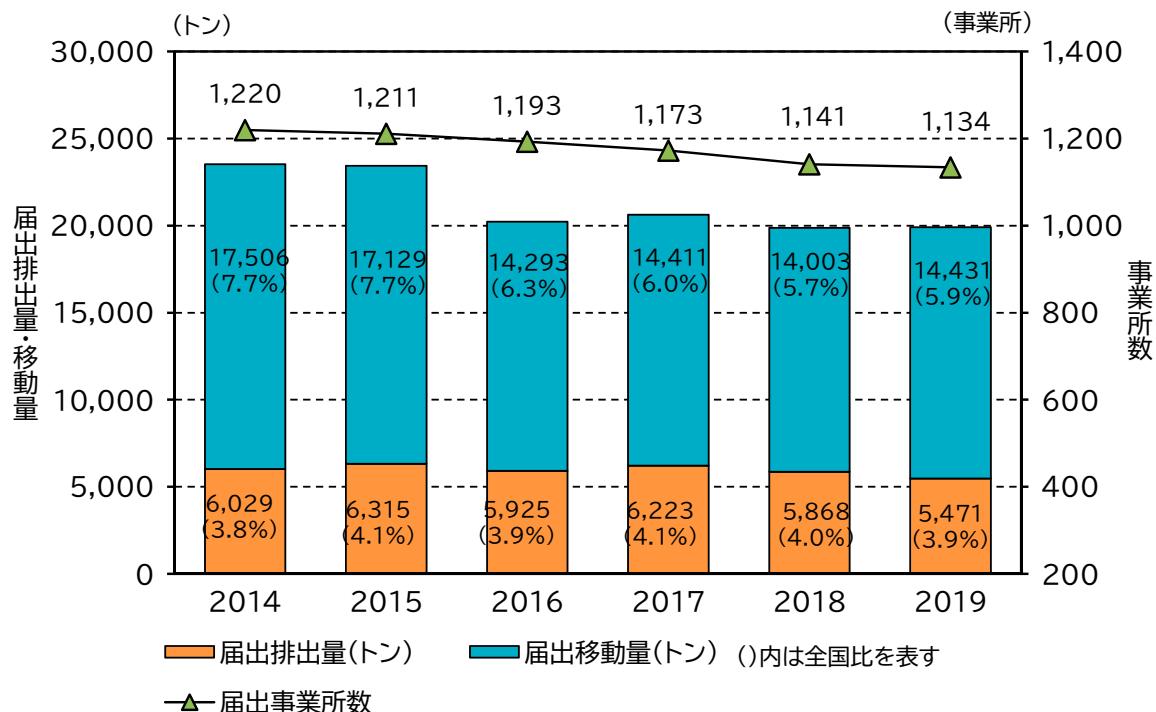
- 土壤は、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしています。その土壤が有害物質により汚染されると、人の健康に影響を及ぼすとともに、農作物の生育阻害等により生活環境に影響を及ぼします。
- 本県内では、2020（令和2）年度末現在で、直ちに汚染の除去等の措置は不要ではあるものの、土地の掘削を行う等の形質変更を行う前に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）が28件指定されています。
- 井戸水を飲用することによるリスクを低減する意味からも、本県内の土壤汚染の状況を的確に把握するとともに、土壤汚染による環境リスクを適切に管理することが特に重要です。

### 【化学物質等による環境・健康影響対策】

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づき、化学物質の排出量、移動量の把握、公表が行われ、これらを通じ事業者による化学物質の適正管理が促進されています。
- 災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を把握できるようにしておくことが重要です。



## 福岡県内の届出排出量、移動量及び事業所数の推移



【出典】経済産業省・環境省 PRTR 制度に基づく「個別事業所データ(化学物質の排出量・移動量)」  
を基に福岡県作成

### 【その他の生活環境の保全】

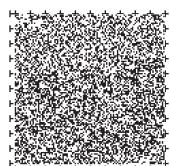
- 自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音については、一部で環境基準を達成していません。
- 悪臭については、工場・事業場から発生する悪臭原因物質の濃度を規制することで対応を行ってきましたが、近年では身近なサービス業から発生する悪臭に対する苦情が増加傾向にあり、従来の濃度規制による対応が難しくなってきています。そのため、住民の被害感と合致し、複合臭や未規制物質に対応できる臭気指数規制への移行を進めています。

### 施策の方向

#### 【統合的な対策】

##### 公害対策

- 公害に係る紛争について、福岡県公害審査会を活用し、紛争の解決を図るとともに、環境保全協定の締結等により、統合的な環境保全・公害防止対策を講じていきます。
- 融資制度等の財政上の支援制度により県内事業者の環境保全施設・設備の導入を促進します。【柱1にも掲載】



## 都市計画

- 都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力のある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができる都市計画を進めます。
- 広域景観計画を通じて、広域的な観点から美しい景観の保全形成を推進するとともに、市町村における景観のルールづくりを促進します。また、地域住民、関係団体等に対する啓発、助言、情報提供等を行い、美しいまちづくりへの参画を促します。

## **【大気環境の保全】**

### 大気環境の常時監視体制の整備

- 県内に常時監視測定局を整備して大気汚染物質の測定を行います。

### 大気汚染防止対策

- 光化学オキシダント及びPM<sub>2.5</sub>については、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけるとともに、国と連携して発生メカニズムの解明等に取り組み、最新の知見に基づく正確な情報の普及を推進します。
- 大気汚染については、工場・事業場等の監視指導を徹底するとともに、渋滞対策はもとより円滑な交通の確保を図る道路整備、鉄道と道路の立体交差化等を推進していきます。また、エコドライブの普及啓発、次世代自動車の普及促進、地域公共交通・自転車の利用促進等の自動車排ガス対策を推進します。【柱3にも掲載】
- 大気汚染防止法に基づく解体現場への立入検査等により、石綿の飛散防止に取り組みます。
- 本県の保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、大気汚染防止対策に関する課題の解決に向けた研究を推進します。

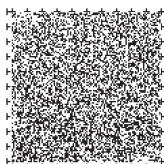
## **【水環境の保全】**

### 水環境の監視体制の整備

- 水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を行います。

### 水質保全対策

- 水質汚濁については、工場・事業場の立入検査等により排水水質及び地下水汚染防止に係る施設構造等についての指導を行います。
- 計画的かつ効率的に汚水処理施設を整備するため、福岡県汚水処理構想（2017（平成29）年3月策定）に基づき、本県と市町村が



連携して、地域の特性に応じた下水道や浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進します。

- 生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援します。
- 多自然工法の採用や、雨水浸透施設の整備、森林整備等により自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を図ります。
- 本県の保健環境研究所においては、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、水環境の保全に関する研究を推進します。
- 生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布や児童生徒への環境教育等、水辺環境保全への意識を高めるための取組を推進します。【柱2にも掲載】
- 県が管理する河川及び海岸について、清掃、除草等の愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱2、柱4にも掲載】

## 【土壤環境の保全】

### 土壤汚染対策法に基づく適切な管理

- 土壤汚染対策法等の制度に基づき、土壤汚染の状況を的確に把握するとともに、人の健康被害の防止を目指し、土壤汚染による環境リスクを適切に管理します。

### 農用地の土壤汚染対策

- 鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染については、客土等の汚染対策を継続実施するとともに、カドミウム汚染米の発生を抑制するため、湛水管理栽培を指導します。

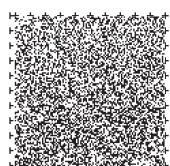
## 【化学物質等による環境・健康影響対策】

### 化学物質の適正管理

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）を適切に運用し、化学物質に関する情報の提供、排出量等の把握、公表を行います。
- 有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を集約し、関係機関で情報共有します。

### ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類等有害性が明らかな化学物質等の環境・健康リスクを適切に管理するため、排出抑制や適正管理・処理を徹底します。



## 農薬の安全使用対策

- 効率的に農薬を使用し、農作物の病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期等の情報を関係機関等に提供します。

## **【その他の生活環境の保全】**

### 騒音・振動・悪臭対策

- 自動車交通騒音・振動や新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、管理者等への対策強化の要請等を行っていきます。
- 騒音・振動や悪臭については、対策の実施主体となる市町村の施策に資するよう、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対し騒音対策の強化を要請する等広域的な対策に取り組みます。

### 放射線

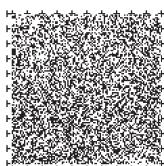
- 放射線については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定により、国によるモニタリングが実施されています。また、本県では、原子力規制委員会原子力規制庁の委託事業や交付金事業により県内9か所に固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、常時測定結果に基づき県民に対する的確な情報の提供に努めます。

### 花粉症対策

- 花粉症対策品種の植栽により、花粉の少ない森林づくりを進めていきます。

### 地盤沈下

- 「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」対象地域において、地盤変動の状況を把握し、地盤沈下防止と地下水の保全に努めます。



## 広域環境衛生施設組合における共同のし尿処理施設 ～田川地区管内8市町村の取組～

田川地区8市町村（田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、赤村）で構成する田川地区広域環境衛生施設組合では、2021（令和3）年度に共同のし尿処理施設「田川地区クリーンセンター」が稼働しました。

これまで同地区では、3箇所の施設でし尿処理が行われていましたが、各施設の老朽化が進んだため、新たな共同の施設として管理運営されています。

田川地区クリーンセンターは、自動制御された高度処理方式を採用し、放流水質の向上、臭気対策に万全を期す等、近代化された設備を備え、周辺環境に十分配慮した衛生施設となっています。この施設の円滑な運営により、快適な生活環境づくりに大きく寄与するものと期待されます。また、処理の過程で発生する汚泥は助燃材や堆肥として再資源化する等、環境に配慮した施設となっています。

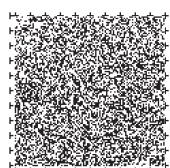


田川地区クリーンセンター



汚泥の発酵施設

【参考資料】福岡県における一般廃棄物処理の現況 令和元年度版→



## 重点的に推進するプロジェクト

### 目に見えない大気汚染や水質汚濁等から県民を守る ～常時監視等による安全安心の確保及び発信～

本県では、大気や水の状況を常時モニタリングするとともに、大気や水環境が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、緊急時の措置を講じるなどし、誰もが安全で安心して暮らせるよう快適な生活環境を保っていきます。

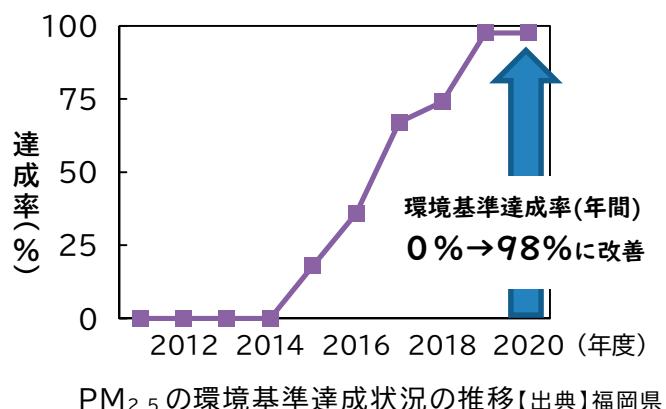
#### 大気・水環境の常時監視

健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図るために、大気汚染・水質汚濁防止対策を進める上で大気・水環境の状況を把握する必要があります。

本県では、県内 55 の常時監視測定局で大気環境を測定するとともに、県内 183 の環境基準点で水質測定を実施しています。

大気環境の毎時の常時監視データは県ホームページで公表しており、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）や光化学オキシダントが高濃度になる場合には注意を呼び掛けています。なお、大気中の PM<sub>2.5</sub> は 2014（平成 26）年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、2020（令和 2）年度は 98% の測定局で環境基準を達成しており、顕著に改善しています。

また、油流出等の水質事故の発生時には、関係機関と連携し、情報共有や水質検査を実施するなど、被害拡大防止に向けた対策を行っています。

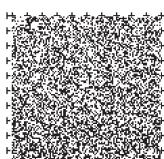


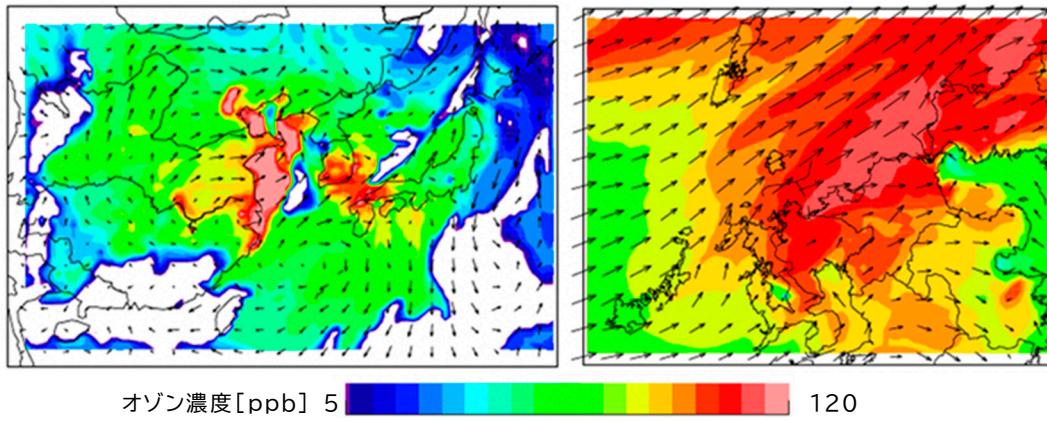
水質検査の様子

#### 大気汚染の原因究明・予測の研究

光化学オキシダントは環境基準未達成の状態が続いており、大気中濃度も横ばいで推移しています。原因として、地域で排出された汚染物質から生成することに加えて、大陸から移流する汚染物質の影響も考えられます。

県保健環境研究所では、大気シミュレーションモデルを導入し、光化学オキシダントや PM<sub>2.5</sub> 等の高濃度発生時の原因究明及び効率的な削減対策実施のために有効な発生源・汚染物質の定量的評価について研究を行っています。また、2022（令和 4 年）2 月から、これらの研究で得られた大気汚染予測情報の、県公式 LINE での配信を開始しました。





大気シミュレーションモデルによるオゾン濃度の計算結果の例

### VR（バーチャルリアリティ）技術を活用した石綿飛散防止の人材育成

石綿（アスベスト）を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎える、それらの解体工事等が全国的に増加することが予測されており、石綿飛散防止を実施する上で重要な石綿含有建材の調査能力向上が求められています。

建築物中の石綿含有建材の調査能力を向上させるため、2021（令和3）年度から解体業者等を対象にVR技術を活用した講習会を県内各地で開催しています。併せて、監視指導を担う県職員の監視能力の向上を図ることで、解体現場等からの石綿飛散防止に努めます。

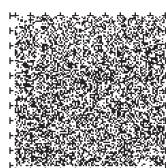
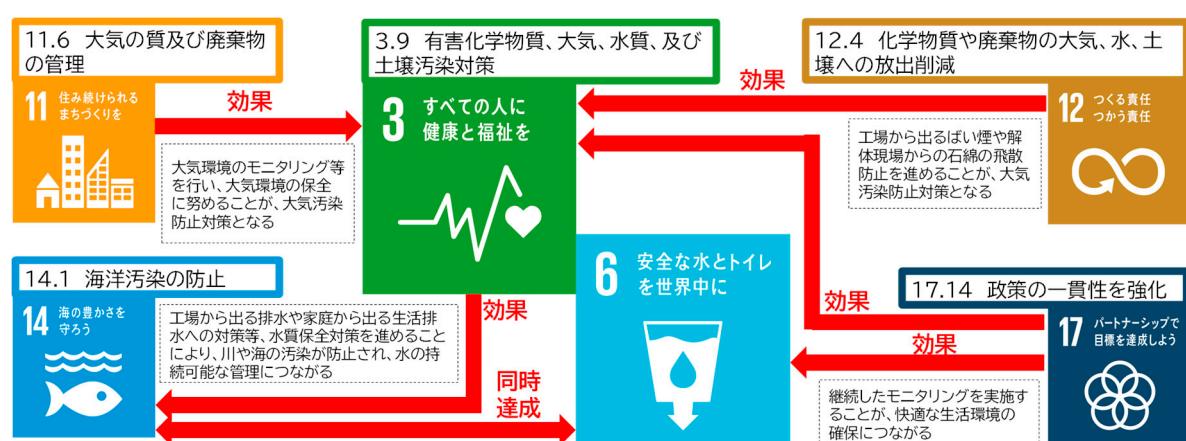


VR 講習会の様子



主な VR コンテンツ

### SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 重点的に推進するプロジェクト

### 海ごみを減らすためにつくることって何だろう？

～ポイ捨てしない・ごみを分別する等身近な行動からはじめよう～

私たちの暮らしの身近な場所から海に流れ出るごみを「海ごみ」といいます。海ごみには、海岸に流れ着く漂着ごみや海に漂っている漂流ごみ、海の底に沈んだ海底ごみがあり、様々な問題を引き起こします。本県では、きれいな海や川を取り戻すために何ができるか考え方行動していけるよう、海ごみの発生抑制に向けた普及啓発や、河川や海岸の清掃、除草等の愛護活動の支援を行っています。

→柱4 重点プロジェクト「未来のために、プラごみ削減！！」とも関連

#### スポーツごみ拾い

海ごみには、海外から流れ着いたものだけではなく、ポイ捨てされたごみ等、身近なごみが河川を経由して流れ込んだものも多く含まれています。

海ごみの発生抑制のための普及啓発に関する取組として、本県では、2015（平成27）年度から県内各地でごみ拾いにスポーツの要素を取り入れた「スポーツごみ拾い」を開催しています。

参加者の皆さんのが実際にごみを拾うことで海洋プラスチックを含む海ごみ問題について考える機会となり、ポイ捨てをしないといった行動を始めるきっかけづくりに役立っています。

#### 啓発動画の作成・周知

また、本県では、海ごみに関する理解を深め、ポイ捨てをしない、ごみを分別するといった身近な行動から始めることを目的として、発生抑制に関する啓発動画「どげんかしよう！海ごみ問題！」を作成し、県ホームページやふくおかインターネットテレビ等を活用して周知しています。



スポーツごみ拾いの様子



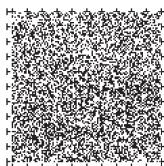
スポーツごみ拾いで集めたごみ



啓発動画「どげんかしよう！海ごみ問題！」(抜粋)



視聴先のQRコード



# 地域の力（ちから）で河川や海岸を美しく！

～クリーンリバー・クリーンビーチの推進～

## 取組の概要

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」として、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録し、その活動を支援しています。



河川愛護活動の状況

紹介HP→



海岸愛護活動の状況

紹介HP→



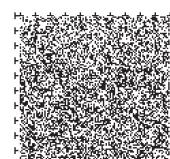
## 登録団体への支援の内容

登録を受けた愛護団体等は、本県から活動に対する支援を得ることができます。

支援の内容には、活動に対する報償、活動のための需用品の支給、活動中の傷害・賠償責任に備えた保険の加入等があります。

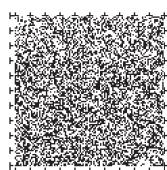
登録や支援の内容に関する詳細は、本県ホームページで公開しています。

## SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 指標項目

| 柱                 | 指標項目          | 目標                                 | 現状  | 備考                                       |
|-------------------|---------------|------------------------------------|---|--|
| 健康で快適に暮らせる生活環境の形成 | 環境基準の達成率      | 環境基準達成率の向上・達成維持を図る<br>2026(令和 8)年度 | 大気(SPM、NO <sub>2</sub> : 100%)<br>水質(BOD、COD: 76.1%)<br>DXN類(大気、公共水域水質、公共水域底質、地下水、土壌: 100%)<br>騒音(航空機: 97.6%、新幹線: 70.5%、自動車: 96.2%)<br>2020(令和 2)年度 | 環境基準の達成率の向上と達成した項目の達成維持により、県内の生活環境の保全を図る |
|                   | 河川及び海岸愛護団体登録数 | 700 団体<br>2026(令和 8)年度             | 511 団体<br>2020(令和 2)年度  | 現状値から 200 団体程度の増加を目指す                    |



## 7 国際環境協力の推進（柱7）

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－



### 目指す姿

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

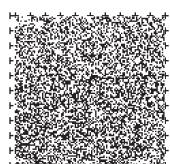
### 現状・課題

- アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物等による環境問題が一層深刻化しています。本県は、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府と環境協力協定を締結し、福岡方式（準好気性埋立方式）による廃棄物最終処分場の整備や環境人材育成研修を実施しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

#### 福岡県の国際環境協力事業の相手先とその状況

| 相手先                       | 状況   |
|---------------------------|--|
| タイ・中央政府<br>(天然資源環境省公害対策局) | <ul style="list-style-type: none"><li>2012年度～、福岡方式廃棄物処分場整備に係る支援</li><li>2015年9月、シーキウ市処分場竣工</li><li>2016年8月、環境協力協定締結</li></ul>                          |
| タイ・バンコク都                  | <ul style="list-style-type: none"><li>2006年2月、友好協定締結</li><li>2012年2月、環境協力協定締結</li><li>2013年度～、環境教育に関する協力</li></ul>                                     |
| インド・デリー準州                 | <ul style="list-style-type: none"><li>2007年3月、友好協定締結</li><li>2018年1月、友好協定更新（大気汚染への協力を追加）</li><li>2019年度～、大気環境改善に向けた協力</li></ul>                        |
| 中国・江蘇省                    | <ul style="list-style-type: none"><li>1992年11月、友好協定締結</li><li>2011年3月、環境協力協定締結</li><li>2011年度～、環境展示会の出展支援</li></ul>                                    |
| ベトナム・ハノイ市                 | <ul style="list-style-type: none"><li>2008年2月、友好協定締結</li><li>2010年10月、環境協力協定締結</li><li>2013年8月、福岡方式廃棄物処分場整備に係る覚書締結</li><li>2015年6月、サンソン処分場竣工</li></ul> |
| ベトナム・中央政府                 | 2018年10月、福岡方式廃棄物処分場整備に係る覚書締結   |

柱7  
国際環境



## 福岡県の国際環境人材育成事業への参加者数

(単位:人)

| 国<br>地域<br>年度 | アセアン・インド    |             |             |        |                   |                  |                  |                  |                  |                                 |                                   | 総<br>計 |    |     |
|---------------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------|----|-----|
|               | 中国          |             |             | 小<br>計 | タイ                |                  |                  | ベトナム             |                  | デ<br>リ<br>ー<br>ン<br>ド<br>準<br>州 | マ<br>レ<br>ー<br>シ<br>ア<br>中央<br>政府 |        |    |     |
|               | 江<br>蘇<br>省 | 山<br>東<br>省 | 遼<br>寧<br>省 |        | バン<br>コ<br>ク<br>都 | 中<br>央<br>政<br>府 | 地<br>方<br>政<br>府 | ハ<br>ノ<br>イ<br>市 | 中<br>央<br>政<br>府 |                                 |                                   |        |    |     |
| 2006          | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                 | 2                | -                | 2                | -                | 1                               | 1                                 | 8      | 15 |     |
| 2007          | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                 | 2                | -                | -                | -                | -                               | -                                 | 4      | 11 |     |
| 2008          | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                 | 2                | -                | 2                | -                | 1                               | -                                 | 7      | 14 |     |
| 2009          | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                 | 2                | -                | 3                | -                | 1                               | -                                 | 8      | 15 |     |
| 2010          | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                 | 2                | -                | 2                | -                | -                               | -                                 | 6      | 13 |     |
| 2011          | 5           | 2           | 1           | 8      | 2                 | 2                | -                | 4                | -                | -                               | -                                 | 8      | 16 |     |
| 2012          | 4           | 1           | 1           | 6      | 3                 | 2                | -                | 2                | -                | 1                               | -                                 | 8      | 14 |     |
| 2013          | 3           | 2           | 2           | 7      | 8                 | 2                | -                | 2                | -                | 2                               | -                                 | 14     | 21 |     |
| 2014          | 4           | 2           | -           | 6      | 6                 | 2                | -                | 4                | -                | 2                               | -                                 | 14     | 20 |     |
| 2015          | 4           | 2           | -           | 6      | 9                 | 2                | -                | 2                | -                | 1                               | -                                 | 14     | 20 |     |
| 2016          | 3           | 2           | -           | 5      | 2                 | 5                | 5                | 2                | -                | 1                               | -                                 | 15     | 20 |     |
| 2017          | 4           | -           | -           | 4      | 9                 | 2                | 1                | 2                | 2                | 4                               | 1                                 | -      | 21 | 25  |
| 2018          | 2           | -           | -           | 2      | 2                 | 2                | -                | 2                | -                | 6                               | 1                                 | -      | 13 | 15  |
| 2019          | 4           | -           | -           | 4      | 2                 | 2                | -                | 2                | -                | -                               | 2                                 | -      | 8  | 12  |
| 招へい人数         | 53          | 21          | 9           | 83     | 53                | 31               | 6                | 31               | 2                | 10                              | 14                                | 1      | 14 | 231 |

※ 2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により個別テーマコース(中国、アセアン・インド)は中止し、福岡方式処分場普及展開支援コース(ベトナム・フエ省)についてはオンライン研修を実施

- 1993(平成5)年度から九州北部3県(本県、佐賀県、長崎県)及び山口県の日本側4県と韓国南岸1市3道(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)で日韓海峡沿岸環境技術交流事業を実施しています。

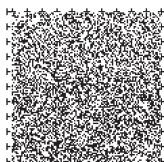
## 施策の方向

### 【環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進】

#### アジア諸地域との環境協力の推進

- 本県と環境協力協定を締結した地域等において環境施策の中核を担う行政官を対象として、大気汚染や廃棄物処理等のニーズに応じた招へい研修やオンライン研修を実施することにより、人的ネットワークを充実強化します。また、環境協力事業を通じて蓄積した知見を活用し、大学や関係機関と協力しつつ、人材育成や環境技術の交流、環境教育の普及支援を行い、これらの地域の環境改善に貢献します。→44ページ 柱2重点プロジェクト

- 一部機能が北九州市に移転した国の環境調査研修所を活用し、今後、本県や北九州市の特色を活かした国際環境研修等を国や関係機関と連携して実施する等、アジアの環境人材育成に努めます。



## 【民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進】

### 県内環境関連企業の海外展開に対する支援

- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。【柱1にも掲載】
- 福岡アジアビジネスセンターによるセミナーの開催や個別コンサルティング、福岡県海外事務所との連携による現地情報の提供や現地の商慣習等のアドバイスを通じて、環境関連企業を含む県内中小企業の海外展開を支援します。

### 国連ハビタット福岡本部との連携

- 本県が、福岡市や地元経済界とともに支援している国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域で居住環境等の改善事業を行い、国際環境協力を推進します。

### 廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸とした国際環境協力の展開 ～福岡市の取組～

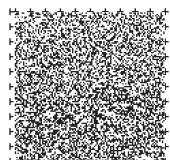
福岡市は、アジア太平洋地域を中心に、同市と福岡大学が共同で開発した廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸とした国際環境協力を展開しています。

その一つとして、福岡市との姉妹都市であるミャンマー・ヤンゴン市において、生活環境改善に向けた技術協力を実施しています。2019（令和元）年から2021（令和3）年には、国連ハビタットと連携して、日本国政府による無償資金協力の資金を活用し、「福岡方式」によりヤンゴン市最大の廃棄物処分場を整備しました。



福岡方式による廃棄物処分場の整備(ヤンゴン)

【出典】福岡市提供



## 大学による国際環境協力の紹介①～九州大学の取組～

九州大学では、アジア・オセアニア地域で今日生じている社会的課題の解決や将来予想される社会問題の発生抑制に貢献することを通じて、新たな学問領域を構築することを目指し、2019（令和元）年4月に「アジア・オセアニア研究教育機構（Q-AOS：キューエイオス）」を創設しています。

同機構では、学際的・融合的な研究・教育活動を推進し、アジア・オセアニア地域における資源循環や生物多様性等をテーマにした講演やシンポジウムを開催する等、広く社会へ情報発信し続けており、現地の要求に応じた（オンデマンド）取組や現地との協働（オンライン）による取組を進めています。



九州大学アジア・オセアニア  
研究教育機構(Q-AOS) HP  
(リンク↓)



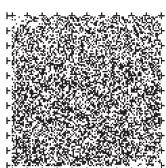
シンポジウム 2020  
機構構成員・招待講演者



ブラウンバッグセミナー※  
(毎週水曜昼時開催の無料 Web セミナー・  
日英同時通訳付き)



シンポジウム 2021  
パネルディスカッション



## 大学による国際環境協力の紹介②～北九州市立大学の取組

北九州市立大学は、世界の持続可能な発展に貢献することを目指して国際連合大学が設立した「SDG大学連携プラットフォーム」に参画しています。

公立大学である強みを活かし、地域や自治体と連携し、学生が主体的に SDGs に関連する様々な地域活動を実践しています。また理系キャンパスでは、企業の SDGs を 1 年次から学べる機会として「未来地域産業インターンシップ」を実施する等、地域の SDGs 人材の育成に取り組んでいます。



北九州市立大学 HP  
(リンク↓)



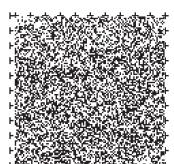
SDG 大学連携プラットフォーム  
設立記念シンポジウム  
(オンライン開催)への  
パネリスト参加



SDGs・ESD に関する  
地域活動の実践



学生が企業の SDGs を学ぶ  
「未来地域産業インターンシップ」



## 本県以外の主体による国際環境協力① ～ペシャワール会～

NGO ペシャワール会は、1983（昭和 58）年、福岡県出身の中村哲医師のパキスタンのペシャワールでの医療活動を支援する目的で結成されました。同会が支援する PMS (Peace Japan Medical Services 平和医療団・日本) は、現在アフガニスタン東部において医療や灌漑用水路建設、農業事業を実施しています。

1984（昭和 59）年に中村医師はパキスタンのペシャワール・ミッショニン病院ハンセン病棟に赴任し、診療活動を始めました。1986（昭和 61）年からはアフガニスタンからの難民診療を本格的に開始し、山岳部医療過疎地にて診療所を開設していきます。診療所は多い時でアフガニスタン・パキスタン両国に計 11 か所設けましたが、現在は、アフガン東部のダラエヌール診療所が継続して医療活動を実施しています。

2000（平成 12）年からは、アフガニスタンを襲った干ばつ対策として飲料用井戸掘削による水源確保事業を開始しました。進行する厳しい干ばつを受け、2002（平成 14）年にアフガン農村の復興のための「緑の大地計画」を立案し、2003（平成 15）年にクナール川水系を利用した農業灌漑用水路建設に着手しました。この用水路には、地域の人々による維持・管理を考え、蛇籠工や柳枝工を活用する等の伝統工法が用いられたほか、取水堰は朝倉市の山田堰（石張り式斜め堰）を参考に作られました。2010（平成 22）年には最終地点ガンベリ沙漠に用水路が到達し、PMS 農場が開かれています。麦や米、イモ類、野菜の他、ザクロ、ミカン、モモなど、もともとアフガニスタンにあった作物の栽培をはじめ、畜産や養蜂などが定着しています。また、クナール川、カブール川沿いで洪水により荒廃した取水施設の改修を現在行っています。これまで 10 か所で取水堰が建設され、干ばつや洪水等によって耕せなくなっていた農地のうち合計 16,500ha で農耕が可能になり、約 65 万人が生活できるようになりました。（→次ページへ）



アフガニスタン地図



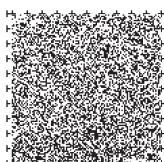
干ばつで荒廃した村の様子  
(2003年)



同じ場所  
から撮影



灌漑用水により農耕が可能になった様子  
(2019年)



(→前ページから)

2021（令和3）年には灌漑事業の方式をまとめた「PMS方式灌漑事業ガイドライン」が完成し、普及の段階に入りました。PMSの全事業は、2021（令和3）年8月の政変時には治安悪化を懸念し、一時休止したものの、周辺の安全が確認されたことや住民から再開の要請を受けたこと等により、いずれの事業も再始動しています。

アフガニスタンでは、これまでの中村哲医師の功績を称え、その名を冠した記念塔の建立や診療所の改名等が行われています。



中村医師と子どもたち  
(2005年撮影)

## 本県以外の主体による国際環境協力② ～公益財団法人 オイスカ（西日本研修センター）～

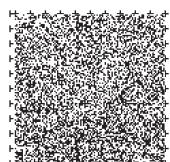
オイスカは、国際NGOオイスカ・インターナショナルの基本理念を推進する機関として1961（昭和36）年に設立され、主にアジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開しています。特に、人材育成に力を入れ、各国の青年が地域のリーダーとなるよう研修を行っており、研修の修了生は、それぞれの国で農村開発等に取り組んでいます。他にも、農林業体験やセミナー開催などを通じての啓発活動や、植林および森林整備による環境保全活動を展開しています。

本県内には1968（昭和43）年に西日本研修センター（福岡市早良区）を設立し、環境保全型の持続可能な農業研修を中心に、人材育成事業を行っています。2020（令和2）年度には、アジア太平洋を中心とした10の国・地域から、14名の人材を受け入れ、有機農業や食品加工等の実務研修を主体としたリーダー育成プログラム等を行いました。帰国後の研修生は、持続可能な有機農業の普及や、学校での植樹活動を通じた環境保全の教育等、様々な活動に取り組んでいます。西日本研修センターでは、本来の研修事業のほか、小学校高学年～高校生までが参加する海外研修生との国際交流を始め、農業や環境教育などの自然を活かした独自の体験学習を行う「地球体験村」事業や、オイスカの活動や研修の位置付け等をオンラインで幅広く報告するWeb報告会等を実施しています。



環境保全型の持続可能な農業研修

子どもたちと研修生との国際交流



## 重点的に推進するプロジェクト

### アジア諸地域との国際環境協力を推進 ～アジア自治体間環境協力推進事業～

本県では、アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、過去の公害を克服する過程で蓄積してきた環境技術やノウハウを活用して、アジア諸地域への環境協力を推進しています。特に、環境分野における人材育成や技術交流、産業交流等を骨子とする環境協力協定を締結した、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府を中心に、人材の育成、環境の改善及び本県が有する環境技術の展開を図っています。

#### 取組の背景

アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物などによる環境問題がいっそう深刻化しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

#### 国際環境人材育成事業

2006（平成18）年度から、協定締結地域を中心にアジア諸地域の環境施策の中核を担う行政官を招き、研修を行っています。2020（令和2）年度までに231人の研修員が参加し、自国での環境施策に活かされています。さらに今後は、オンラインでの研修も併用し、本県在住の留学生と交流の機会も設けながら、人材の育成とネットワークの拡大に取り組みます。

#### 国際環境協力事業

研修などを通じて構築したネットワークを活用し、福岡方式廃棄物最終処分場の整備や大気汚染改善等を実施してきました。今後も、大学や研究機関の知見を取り入れながら、これまで以上に現地のニーズに沿った、様々な環境協力事業を進めていきます。

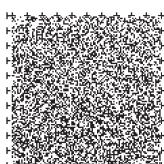


福岡方式廃棄物最終処分場の整備支援

（左：タイ・シーキウ市、右：ベトナム・フエ省）

大気汚染セミナー

（インド・デリー準州）



## 本県環境技術の紹介

「福岡方式廃棄物最終処分場」は、旧来の埋立方式に比べ、埋立地の早期安定化や、周辺水環境・悪臭の改善効果が期待できるなど、すぐれた長所を持ちます。そこで本県では、ベトナムやタイにおける支援の経験・成果を踏まえて、「福岡方式廃棄物最終処分場導入ガイド」を作成しました。

また、本県に拠点を構える企業には、環境問題を克服してきた長年の実績とノウハウが蓄積されており、その環境技術に対してアジア諸地域から高い関心が寄せられていることから、「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」を作成しました。

これらの資料は多言語で作成しており、関係機関へ配布したほか、本県ホームページで公開しています。今後は、これらの資料を研修やセミナー等でも積極的に活用することで、本県で培われてきた環境技術を現地で展開するとともに、アジア諸地域の環境改善に貢献します。

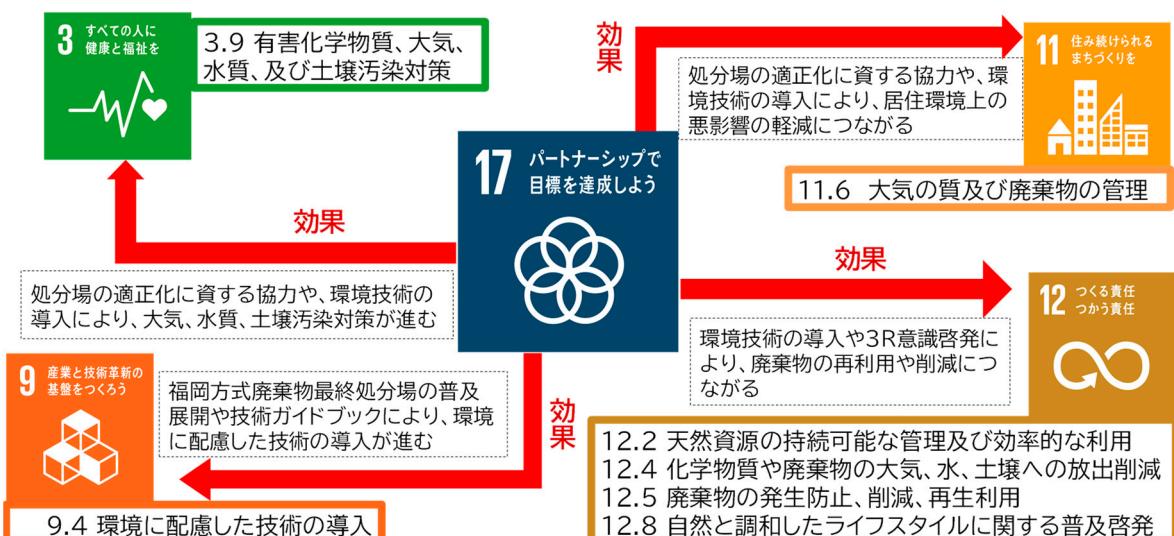


福岡方式廃棄物最終処分場導入ガイド  
(2020年3月)

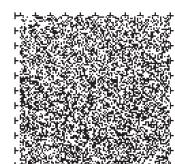


福岡県環境関連企業技術ガイドブック  
(2021年4月)

## SDGs ゴール・ターゲット関連図

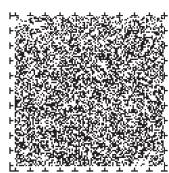


柱7  
協国際環境  
力境



## 指標項目

| 柱   | 指標項目                       | 目標                       | 現状                       | 備考       |
|---|----------------------------|--------------------------|--------------------------|----------|
| 国<br>際<br>環<br>境<br>協<br>力<br>の<br>推<br>進 | 本県が行う国際環境協力の<br>案件数        | 累計 27 件<br>2026(令和 8)年度  | 累計 14 件<br>2020(令和 2)年度  | 年間2件増    |
|   | 本県が行う国際環境協力に<br>係る研修への参加者数 | 累計 315 人<br>2026(令和 8)年度 | 累計 231 人<br>2020(令和 2)年度 | 年間 14 人増 |



## 第4章 推進体制・進行管理

### 1 推進体制

#### 福岡県における総合的な計画推進

P D C A サイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

#### 県民や事業者、行政等、各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政（市長会、町村会、政令市）が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・本県が一体となって計画の推進を図ります。

#### 地域連携による計画推進

県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行います。また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促します。

さらに、本県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

#### 広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

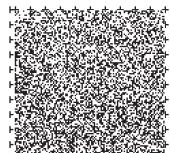
### 2 進行管理

#### 進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表します。

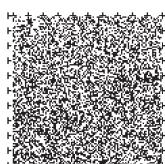
#### 環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。



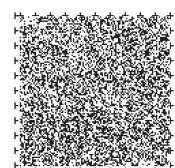
## 環境総合ビジョン指標一覧

| 柱                         | 指標項目                                 | 目標   | 現状   |
|---------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 経済・社会のグリーン化               | 「エコ事業所」登録事業所数                        | 2,974 事業所<br>2026(令和 8)年度                        | 2,374 事業所<br>2021(令和 3)年度当初                      |
|                           | 新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数      | 75 社・団体<br>(5年間累計)<br>2026(令和 8)年度               | 9 社・団体/年<br>2020(令和 2)年度                         |
|                           | 特区制度を活用して設備投資を行った企業数                 | 累計 300 社<br>2026(令和 8)年度                         | 累計 164 社<br>2020(令和 2)年度                         |
|                           | リサイクル技術の実用化件数                        | 累計 49 件<br>2026(令和 8)年度                          | 累計 37 件<br>2020(令和 2)年度                          |
| 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり | こどもエコクラブ登録団体数                        | 200 クラブ<br>2026(令和 8)年度                          | 143 クラブ<br>2020(令和 2)年度                          |
|                           | 環境講座・環境イベント等の開催数                     | 1,560 件<br>2026(令和 8)年度                          | 1,043 件<br>2020(令和 2)年度                          |
|                           | 再生可能エネルギー発電設備導入容量                    | 405 万 kW<br>2026(令和 8)年度                         | 269 万 kW<br>2020(令和 2)年度                         |
| 脱炭素社会への移行                 | 家庭(1世帯当たり)におけるエネルギー消費量 <sup>1</sup>  | 23.3 GJ/世帯<br>2026(令和 8)年度                       | 26.9 GJ/世帯<br>2018(平成 30)年度                      |
|                           | 事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量 <sup>1</sup> | 1.04 GJ/m <sup>2</sup><br>2026(令和 8)年度           | 1.13 GJ/m <sup>2</sup><br>2018(平成 30)年度          |
|                           | 公共建築物等における木材利用量                      | 累計 55,000 m <sup>3</sup><br>2026(令和 8)年度までの 5 年間 | 累計 46,227 m <sup>3</sup><br>2020(令和 2)年度までの 5 年間 |
|                           |                                      |  |  |



<sup>1</sup> GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJは、エアコン1台(2020年式、冷暖房兼用、冷房能力2.8kW)の1年間の消費電力量(815kW)の約1/3に相当する。

| 柱             | 指標項目                              | 目標                        | 現状                                       |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------|--|
| 循環型社会の推進      | 一般廃棄物最終処分量                        | 171 千トン以下<br>2025(令和 7)年度 | 176 千トン<br>2020(令和 2)年度                  |
|               | 産業廃棄物最終処分量                        | 526 千トン以下<br>2025(令和 7)年度 | 510 千トン<br>2019(令和元)年度                   |
|               | 食品ロス削減県民運動協力店<br>(食べもの余らせん隊)登録店舗数 | 1,500 店舗<br>2026(令和 8)年度  | 1,192 店舗<br>2020(令和 2)年度                 |
|               | 生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数       | 266,100 件<br>2026(令和 8)年度 | 177,391 件<br>2020(令和 2)年度                |
| 自然共生<br>社会の推進 | 平尾台自然観察センターの利用者数                  | 44,000 人<br>2026(令和 8)年度  | 39,980 人<br>2018(平成 30)年度                |
|               | 農地等の維持・保全に取り組む面積                  | 42,180 ha<br>2026(令和 8)年度 | 41,545 ha<br>2020(令和 2)年度                |
|               |                                   |                           | 大気<br>(SPM、NO <sub>2</sub> :100%)        |
| 環境の形成         | 健康で快適に暮らせる生活                      |                           | 水質<br>(BOD、COD:76.1%)                    |
|               | 環境基準の達成率                          | 環境基準達成率の向上・達成維持を図る        | DXN類<br>(大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壤:100%) |
|               |                                   | 2026(令和 8)年度              | 騒音<br>(航空機:97.6%、新幹線:70.5%、自動車:96.2%)    |
| 国際環境<br>協力の推進 | 河川及び海岸愛護団体登録数                     | 700 団体<br>2026(令和 8)年度    | 511 団体<br>2020(令和 2)年度                   |
|               | 本県が行う国際環境協力の案件数                   | 累計 27 件<br>2026(令和 8)年度   | 累計 14 件<br>2020(令和 2)年度                  |
|               | 本県が行う国際環境協力に係る研修への参加者数            | 累計 315 人<br>2026(令和 8)年度  | 累計 231 人<br>2020(令和 2)年度                 |

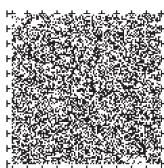


### 3 参考資料

#### 1 福岡県環境総合ビジョンとSDGs 17のゴールとの関連

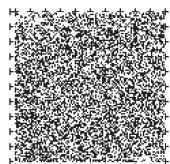
| 柱                           | SDGs ゴール→<br>施策の方向↓    | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------------------|------------------------|---|---|---|---|---|
|                             |                        |   |   |   |   |   |
| 1 経済・社会のグリーン化               | 経済・社会のグリーン化の推進         |   | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                             | グリーンイノベーションの推進         |   | ○ | ○ |   |   |
| 2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり | 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進  |   |   |   | ○ | ○ |
|                             | 環境を考えて行動する人づくりの推進      |   | ○ |   | ○ | ○ |
| 3 脱炭素社会への移行                 | 温室効果ガスの排出削減(緩和策)       |   | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                             | 温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)      |   |   |   |   |   |
|                             | 気候変動の影響への適応(適応策)       | ○ | ○ | ○ | ○ |   |
| 4 循環型社会の推進                  | 限りある資源の効率的な利用          |   | ○ |   | ○ |   |
|                             | 資源循環利用の推進              |   |   | ○ |   |   |
|                             | 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減     | ○ | ○ | ○ | ○ |   |
| 5 自然共生社会の推進                 | 生物多様性の保全と自然再生の推進       |   | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                             | 生物多様性の持続可能な利用          |   | ○ | ○ | ○ |   |
| 6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成         | 統合的な対策                 |   | ○ | ○ | ○ |   |
|                             | 大気環境の保全                |   |   | ○ | ○ |   |
|                             | 水環境の保全                 |   |   | ○ |   |   |
|                             | 土壤環境の保全                |   |   | ○ |   |   |
|                             | 化学物質等による環境・健康影響対策      |   | ○ | ○ |   |   |
|                             | その他の生活環境の保全            |   |   | ○ |   |   |
| 7 国際環境協力の推進                 | 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進  |   |   | ○ |   |   |
|                             | 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進 |   |   |   |   |   |

※7つの柱及び施策の方向に関する主なSDGsロゴマークを示しています。



| 6<br> | 7<br> | 8<br> | 9<br> | 10<br> | 11<br> | 12<br> | 13<br> | 14<br> | 15<br> | 16<br> | 17<br> |   |
|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|--|---|---|
| ○  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
|  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
|  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  | ○  | ○  |  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |   | ○ |
|  |  |  |  |   | ○   |   | ○   |   | ○   |  |   |   |
| ○  |  |  | ○  |   | ○   |   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  |  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  | ○  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  |  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  |  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  |  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  |  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  |  | ○  | ○  |   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
| ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |
|  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |  |   | ○ |

※SDGs 各ゴールの内容は次ページに掲載しています。



## <SDGs 17のゴール>

|   |  |
|---|--|
|  <p><b>1 貧困をなくす</b><br/>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>   |  <p><b>10 人や国の不平等をなくす</b><br/>国内および国家間の不平等を是正する</p>   |
|  <p><b>2 飢餓をゼロに</b><br/>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>                              |  <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br/>都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>  |
|  <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br/>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>  |  <p><b>12 つくる責任つかう責任</b><br/>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>   |
|  <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b><br/>全ての人々に包摂的<sup>1</sup>かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>                       |  <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b><br/>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>  |
|  <p><b>5 ジェンダー平等<sup>2</sup>を実現しよう</b><br/>ジェンダーの平等<sup>2</sup>を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント<sup>3</sup>を図る</p> |  <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b><br/>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>  |
|  <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b><br/>全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>  |  <p><b>15 陸の豊かさも海の豊かさも</b><br/>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>         |
|  <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b><br/>全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>                      |  <p><b>16 和平と公正をすべての人々に</b><br/>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的に責任ある包摂的な制度を構築する</p> |
|  <p><b>8 繁栄がいつも経済成長</b><br/>全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク<sup>4</sup>を推進する</p>     |  <p><b>17 パートナーシップで目標達成しよう</b><br/>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ<sup>5</sup>を活性化する</p>                         |
|  <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br/>レジリエント<sup>6</sup>なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>   | <p style="text-align: right;"><b>【出典】国連広報センターホームページ</b></p>  |

<sup>1</sup> 包摂的：誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人一人が社会のシステムに参画できること。

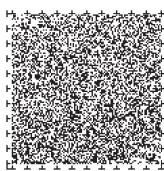
<sup>2</sup> ジェンダー平等：男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをジェンダー平等という。

<sup>3</sup> エンパワーメント：関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。

<sup>4</sup> ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと。

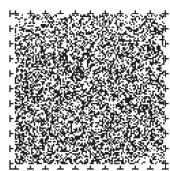
<sup>5</sup> パートナーシップ：協力関係、協働体制、連携の仕組み。

<sup>6</sup> レジリエント(レジリエンス)：強靭さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。



## 2 計画の策定経過

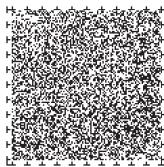
| 時期               | 内容                             |
|------------------|--------------------------------|
| 令和3年1月20日        | 福岡県環境審議会 諒問                    |
| 5月 11 日          | 第 1 回環境総合ビジョン専門委員会             |
| 7月 21 日          | 第 2 回環境総合ビジョン専門委員会             |
| 9月 6 日           | 第 3 回環境総合ビジョン専門委員会             |
| 11月 9 日          | 福岡県環境審議会 答申案報告                 |
| 11月 29 日         | 福岡県環境対策協議会                     |
| 11月 22 日～12月 5 日 | 答申案に対する市町村等意見照会<br>答申案に対する意見公募 |
| 12月 21 日         | 第 4 回環境総合ビジョン専門委員会             |
| 令和4年 1月 31 日     | 福岡県環境審議会 答申                    |



### 3 福岡県環境審議会委員等名簿

(Ⅰ) 福岡県環境審議会委員名簿（令和4年1月31日時点※五十音順）

| 氏名     | 職名                       |
|--------|--------------------------|
| 浅野 直人  | 福岡大学名誉教授                 |
| 穴井 謙   | 福岡大学工学部建築学科教授            |
| 池山 喜美子 | 全国消費生活相談員協会元九州支部長        |
| 伊澤 雅子  | 北九州市立自然史・歴史博物館館長         |
| 糸井 龍一  | 九州大学名誉教授                 |
| 伊藤 洋   | 北九州市立大学国際環境工学部教授         |
| 井上 博隆  | 福岡県議会議員                  |
| 井上 正文  | 福岡県議会議員                  |
| 井上 真理  | 九州大学名誉教授                 |
| 井上 善博  | 原鶴温泉旅館協同組合組合長            |
| 岩熊 志保  | まほろば自然学校代表               |
| 江頭 祥一  | 福岡県議会議員                  |
| 門上 希和夫 | 北九州市立大学環境技術研究所特任研究員・名誉教授 |
| 川崎 実   | 日本野鳥の会北九州支部長             |
| 河邊 政恵  | 福岡経済同友会会員                |
| 木下 幸子  | 福岡県地域婦人会連絡協議会会长          |
| 後藤 富和  | 弁護士                      |
| 酒井 美和子 | 小都市三井郡教育研究所事務局長          |
| 阪口 由美  | 西日本新聞社社会部次長              |
| 佐藤 しのぶ | 九州工業大学大学院工学研究院准教授        |
| 春藤 光   | 第七管区海上保安本部警備救難部長         |
| 白 光一郎  | 福岡県獵友会会計理事               |
| 高取 千佳  | 九州大学大学院芸術工学研究院准教授        |
| 田中 昭代  | 九州大学大学院医学研究院講師           |
| 田中 大士  | 福岡県議会議員                  |
| 辻 真弓   | 産業医科大学医学部衛生学教授           |
| 繩田 緑   | JA福岡県女性協議会副会長            |
| 沼館 建   | 九州経済産業局資源エネルギー環境部長       |
| 野村 龍司  | 九州農政局生産部長                |
| 原竹 岩海  | 福岡県議会議員                  |



## (1) 福岡県環境審議会委員名簿(つづき)

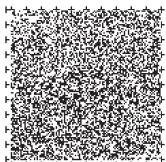
| 氏名     | 職名               |
|--------|------------------|
| 森下 博之  | 九州地方整備局企画部長      |
| 森本 美鈴  | ふくおか環境カウンセラー協会理事 |
| 柳瀬 龍二  | 福岡大学環境保全センター教授   |
| 吉田 健一郎 | 福岡県議会議員          |
| 渡邊 公一郎 | 九州大学名誉教授         |
| 渡辺 亮一  | 福岡大学工学部教授        |

(2) 福岡県環境審議会 環境総合ビジョン専門委員会委員名簿  
(令和4年1月31日時点)

| 氏名     | 職名                |
|--------|-------------------|
| 浅野 直人  | 福岡大学名誉教授          |
| 伊澤 雅子  | 北九州市立自然史・歴史博物館館長  |
| 伊藤 洋   | 北九州市立大学国際環境工学部教授  |
| 岩熊 志保  | まほろば自然学校代表        |
| 佐藤 しのぶ | 九州工業大学大学院工学研究院准教授 |
| 馬奈木 俊介 | 九州大学工学研究院教授       |

## (3) 福岡県環境対策協議会委員名簿

| 職名          |
|-------------|
| 副知事〔会長〕     |
| 総務部長        |
| 企画・地域振興部長   |
| 人づくり・県民生活部長 |
| 保健医療介護部長    |
| 福祉労働部長      |
| 環境部長        |
| 商工部長        |
| 農林水産部長      |
| 県土整備部長      |
| 建築都市部長      |
| 教育長         |



## 4 第四次福岡県環境総合基本計画の進捗報告

第四次福岡県環境総合基本計画（2018（平成30）～2021（令和3）年度）における指標の進捗状況

### 柱1 低炭素社会の推進

#### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目                    | 計画策定時   | 最終年度目標値                               | 進捗   |
|-------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 家庭(世帯当たり)におけるエネルギー消費量   | 28.4 GJ／世帯<br>(注1、注2)<br>2014(平成26)年度             | 26.4 GJ／世帯<br>2022(令和4)年度             | 24.2 GJ／世帯<br>(注3)<br>2018(平成30)年度             |
| 事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量 | 1.01 GJ／m <sup>2</sup><br>(注1、注2)<br>2014(平成26)年度 | 0.95 GJ／m <sup>2</sup><br>2022(令和4)年度 | 0.92 GJ／m <sup>2</sup><br>(注3)<br>2018(平成30)年度 |
| 再生可能エネルギー導入容量           | 192 万 kW<br>2016(平成28)年度                          | 275 万 kW<br>2021(令和3)年度               | 269 万 kW<br>2020(令和2)年度                        |
| 公共建築物等における木材利用量         | 7,603m <sup>3</sup><br>2016(平成28)年度               | 10,000m <sup>3</sup><br>2021(令和3)年度   | 9,657m <sup>3</sup><br>2020(令和2)年度             |

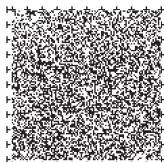
#### ■ 主な成果

- 家庭(世帯当たり)におけるエネルギー消費量及び事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量は、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入が進んだこと等により、2018(平成30)年度までに、最終年度目標値を下回っており、順調に推移しています。
- 再生可能エネルギー導入容量は、本県及び市町村による導入促進の取組の成果により、2019(令和元)年度に当初の目標(230万kW)を

<sup>1</sup> GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJは、エアコン1台(2020年式、冷暖房兼用、冷房能力2.8kW)の1年間の消費電力量(815kWh)の約1/3に相当する。

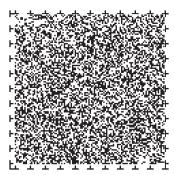
<sup>2</sup> 算定に用いる統計値の改訂に伴い、計画策定時の数値及び最終年度目標値の見直しを行っている。

<sup>3</sup> 現況推計について、より実態に即したものとなるよう、環境省が2021年3月に改訂した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき、推計方法を見直したため、前掲の「環境総合ビジョン指標一覧」の現状値とは数値が異なっている。



達成し、目標を上方修正しています。新たな目標についても、これまでの取組の継続により達成することが期待できます。

- 公共建築物等における木材利用量は、2020（令和2）年度までに、最終目標の86%に達しており、最終年度の目標達成が期待できます。



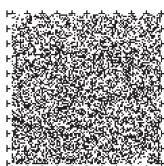
## 柱2 循環型社会の推進

### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目          | 計画策定時                    | 最終年度目標値                   | 進捗                      |
|---------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|
| リサイクル技術の実用化件数 | 累計 29 件<br>2016(平成 28)年度 | 累計 41 件<br>2022(令和 4)年度   | 累計 37 件<br>2020(令和 2)年度 |
| 一般廃棄物最終処分量    | 189 千トン<br>2016(平成 28)年度 | 191 千トン以下<br>2020(令和 2)年度 | 176 千トン<br>2020(令和 2)年度 |
| 産業廃棄物最終処分量    | 619 千トン<br>2015(平成 27)年度 | 648 千トン以下<br>2020(令和 2)年度 | 510千トン<br>2019(令和元)年度   |

### ■ 主な成果

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおけるリサイクル技術の実用化件数は、計画策定時から 2020(令和 2) 年度まで年平均 2 件を実用化しており、着実に成果を上げています。
- 一般廃棄物最終処分量の 2020(令和 2) 年度は、176 千トンであり、最終年度目標値を達成しました。
- 産業廃棄物最終処分量の 2019(令和元) 年度実績値は 510 千トンであり、最終年度目標値以下で推移しています。



### 柱3 自然共生社会の推進

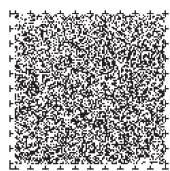
#### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目                         | 計画策定時                          | 最終年度目標値                       | 進捗                                   |
|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 生物多様性地域<br>戦略策定市町村<br>数      | 4 市町村<br><br>2016(平成 28)年度     | 6 市町村<br><br>2022 (令和 4)年度    | 7市<br><br>2020(令和2)年度                |
| 希少野生生物ホ<br>ームページへのア<br>クセス件数 | 120,020 件<br><br>2016(平成 28)年度 | 155,000 件<br><br>2021(令和 3)年度 | 177,391件<br><br>2020(令和2)年度          |
| 農地等の保全に<br>取り組む面積            | 39,056ha<br><br>2015(平成 27)年度  | 40,000ha<br><br>2021(令和 3)年度  | 40,033 ha<br>(注1)<br><br>2020(令和2)年度 |

#### ■ 主な成果

- 市町村に対する戦略策定の呼びかけと支援を継続した結果、生物多様性地域戦略策定市町村数は、2020（令和2）年度までに7市となり、最終年度目標値を達成しました。
- 希少野生生物ホームページへのアクセス件数は、啓発等により、目標を上回るアクセス数で推移しており、2020（令和2）年度まで順調に進捗しています。
- 農地等の保全に取り組む面積は、地域の共同活動を通じて、農地等の保全の取組が定着しつつあり、2020（令和2）年度までに最終年度目標値を上回っています。

<sup>1</sup> 第五次計画の指標「農地等の維持・保全に取り組む面積」では、第四次計画の指標「農地等の保全に取り組む面積」に中山間地域で農地の維持に取り組む面積を加えることとしたため、前掲の「環境総合ビジョン指標一覧」の現状値とは数値が異なっています。



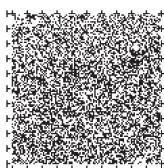
## 柱4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目                    | 計画策定時   | 最終年度目標値                              | 進捗   |
|-------------------------|---|--------------------------------------|--|
| 景観計画による規制・誘導が行われている市町村数 | 23 市町村<br>2016(平成 28)年度   | 30 市町村<br>2022 (令和 4)年度              | 26 市町村<br>2020(令和2)年度  |
| 環境基準の達成率(大気、水、DXN類、騒音)  | 大気(SPM,NO <sub>2</sub> :100%)<br>水質(BOD,COD:85.6%)<br>DXN 類(大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌:100%)<br>騒音(航空機 80.0%、新幹線 68.9%、自動車 95.8%)<br>2016(平成 28)年度 | 環境基準の達成率向上・達成維持を図る。<br>2022 (令和 4)年度 | 大気(SPM,NO <sub>2</sub> :100% (全地点))<br>水質(BOD、COD:76.1%(全地点))<br>DXN 類(全項目:100%)<br>騒音(航空機 97.6%、新幹線 70.5%、自動車 96.2%)<br>2020(令和2)年度 |

### ■ 主な成果

- 景観計画による規制・誘導が行われている市町村数は、2016（平成28）年から2020（令和2）年度まで3市が計画策定を行っています。今後も市町村に対するヒアリングや補助事業の活用促進を通じ、市町村への支援、啓発を行い達成に向けて対応します。
- 環境基準の達成率は、水質に関しては、2018年度から横ばいの状況が続いていますが、降雨状況等により変動があるため、今後も監視を継続します。大気、DXN 類及び騒音に関しては、計画期間中、目標の達成を維持しています。



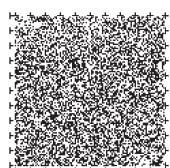
## 柱5 国際環境協力の推進

### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目                    | 計画策定時                     | 最終年度目標値                   | 進捗                      |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 国際環境協力の<br>案件数          | 累計 7 件<br>2016(平成 28)年度   | 累計 19 件<br>2022 (令和 4)年度  | 累計 14 件<br>2020(令和2)年度  |
| 国際環境協力に<br>係る研修参加者<br>数 | 累計 179 人<br>2016(平成 28)年度 | 累計 263 人<br>2022 (令和 4)年度 | 累計 231 人<br>2020(令和2)年度 |

### ■ 主な成果

- 国際環境協力の案件数は、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもオンラインによる協議、助言等を実施し、2020（令和2）年度までに最終年度目標値の7割に達しており、これまでの取組継続により、目標達成が期待できます。
- 国際環境協力に係る研修参加者数は、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、アジア諸地域からの招へいができないくなる等の影響を受けましたが、オンラインで研修を実施することにより、最終年度には目標達成が期待できます。



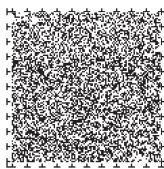
## 柱6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目                       | 計画策定時                     | 最終年度目標値                  | 進捗                     |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|------------------------|
| 特区制度を活用して設備投資を行った企業数       | 累計 105 社<br>2016(平成 28)年度 | 累計 200 社<br>2021(令和 3)年度 | 累計164社<br>2020(令和2)年度  |
| エコタウン(北九州市及び大牟田市)事業に関わる事業数 | 42 事業<br>2016(平成 28)年度    | 42 事業<br>2022 (令和 4)年度   | 44事業<br>2020(令和2)年度    |
| 福岡県の試験研究機関における環境関連技術の開発件数  | 累計 54 件<br>2016(平成 28)年度  | 累計 97 件<br>2022 (令和 4)年度 | 累計 79 件<br>2020(令和2)年度 |

### ■ 主な成果

- 特区制度を活用して設備投資を行った企業数は、2020（令和2）年度までに、最終年度目標値の約8割に到達しています。引き続き、企業等に対し幅広く周知を行うこと等により、活用企業の掘り起こしを行います。
- エコタウン（北九州市及び大牟田市）事業に関わる事業数は、2020（令和2）年度まで目標値を上回って推移しており、順調に進捗しています。
- 福岡県の試験研究機関における環境関連技術の開発件数は、計画期間中、年平均5～8件の環境負荷の低減に寄与する技術が開発されており、堅調に進捗しています。



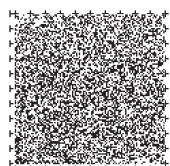
## 柱7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

### ■ 指標の進捗状況

| 指標項目              | 計画策定時                      | 最終年度目標値                    | 進捗   |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| 福岡県環境ウェブサイトアクセス数  | 816,093 件<br>2016(平成 28)年度 | 900,000 件<br>2022 (令和 4)年度 | 963,018 件<br>2020(令和2)年度                             |
| こどもエコクラブ市町村事務局登録数 | 13 市<br>2016(平成 28)年度      | 30 市町村<br>2022 (令和 4)年度    | 22 市町<br>2020(令和2)年度                                 |
| 環境講座・環境イベント等の開催数  | 2,013 件<br>2016(平成 28)年度   | 2,013 件以上<br>2022 (令和 4)年度 | 1,043 件<br>2020(令和2)年度<br>※参考 2,070 件<br>2019(令和元)年度 |

### ■ 主な成果

- 福岡県環境ウェブサイトアクセス数は、県の環境に関するまとめサイトである「環境ひろば」で適時の情報発信をすること等により、順調に増加しており、2020（令和2）年度まで最終年度目標値を上回って推移しています。
- こどもエコクラブ市町村事務局登録数は、計画策定時より増加しています。2020（令和2）年度以降は、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、市町村を訪問しての説明が困難となっていますが、引き続き登録を働きかけていきます。
- 本県や市町村が主催する、環境講座・環境イベント等の開催数は、2020（令和2）年度は新型コロナ感染症対策のため大幅に減少しました。2019（令和元）年度までのイベント数は順調に推移しており、今後はオンラインによる開催も実施すること等により、引き続き目標達成に向け創意工夫していきます。







## 福岡県環境総合ビジョン

令和4年3月発行

編集・発行 福岡県環境部環境政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
電話(092)643-3355(直通) FAX(092)643-3357  
Eメール kansei@pref.fukuoka.lg.jp  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html>  
(環境総合ビジョン及び環境に関する各種情報をご覧いただけます)

### 福岡県行政資料

|            |                  |
|------------|------------------|
| 分類記号<br>MA | 所属コード<br>1900103 |
| 登録年度<br>03 | 登録番号<br>0006     |

このマークは目の不自由な方等が使う音声コードです。専用装置やスマートフォンのアプリ(Uni-Voice)を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

